



DFAT国別情報報告書 トルコ

2020年9月10日

地図



この地図は単に参考用である。外務貿易省は、地理的特徴の誤り又は省略について一切責任を負わない。命名法や領土境界は必ずしもオーストラリア政府の政策を反映するものではない。オーストラリア連邦により、クリエイティブ・コモンズ・アトリビューション3.0オーストラリア (Creative Commons Attribution 3.0 Australia) のライセンスの下で提供。

目次

頭	頁字語集	4
用]語集	5
1.	. 目的及び範囲	6
2.	. 背景情報	7
	近年の歴史	7
	人口統計	8
	政治制度	
	人権枠組	
	治安情勢	
3.		
	人種/国籍	18
	宗教	
	政治的意見(実際又は帰属)	24
	利益集団	28
4.	補完的保護請求	37
	恣意的な生命の剥奪	37
	死刑	
	拷問及び他の残虐,非人道又は品位を傷つける取扱い又は刑罰	38
5.	その他の検討事項	40
	国家による保護	40
	国内移転	43
	帰還者の取扱い	
	文書化	45

頭字語集

AKP Justice and Development Party (the ruling conservative political party)

AKS Address Registration System

BTK Information and Communication Technologies Authority

CAT Convention against Torture and Other Cruel Inhuman or Degrading Treatment or Punishment

CEDAW Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women

CHP Republican People's Party (centre-left opposition political party)

CMHC Community Mental Health Centre
COA Conscientious Objectors Association
CRC Convention on the Rights of the Child

DBP Democratic Regions Party (regional Kurdish-aligned political party)

DGMM Directorate General of Migration Management

ECHR European Court of Human Rights

FETO Fethullah Gulen Terror Organisation, Turkish government nomenclature for the Gulen

Movement

GDP Gross Domestic Product

HDP People's Democratic Party (left-wing Kurdish-aligned political party)

HRA Human Rights Association

HRC Parliamentary Human Rights Commission

HRW Human Rights Watch

HSK Supreme Board of Judges and Prosecutors

ICCPR International Covenant on Civil and Political Rights

ICERD International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination

ICESCR International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights

IYI Good Party (centre-right political party)
KPS Identity Information Sharing System

LGBTI Lesbian, gay, bisexual, transgender and/or intersex

MERNIS Central Civil Registration System

MHP Nationalist Movement Party (ultra-nationalist political party)

MIT National Intelligence Organisation NGO Non-government organisation

NHREI National Human Rights and Equality Institution

NHRI National human rights institution

OECD Organisation for Economic Co-operation and Development
OHCHR UN Office of the High Commissioner for Human Rights

OP-CAT Optional Protocol to the Convention against Torture and Other Cruel Inhuman or Degrading

Treatment or Punishment

OSCE Organization for Security and Co-operation in Europe

PDY Parallel State Organisation (Turkish government nomenclature for the Gulen Movement)

PISA Programme for International Student Assessment

PKK Kurdistan Workers' Party

RTUK Radio and Television Supreme Council

TAK Kurdistan Freedom Falcons
TRT Turkish public broadcaster
TRY Turkish lira (currency)
TSK Turkish Armed Forces
TTB Turkish Medical Association
UPR Universal Periodic Review

USD US dollar

YPG Syrian People's Protection Units

用語集

ジェマート (Cemaat) / ヒズメット (Hizmet): 「コミュニティ」/「奉仕」の意, ギュレン運動の別称ジ

エメヴィ (Cemevi):アレヴィー派の礼拝堂

ディヤネト (Diyanet): 宗務庁

イマーム・ハティップ (Imam hatip) 学校:イスラム教指導者の訓練に特化した養成学校

ムフタール (Muhtar):選出された村落又は近隣地区の代表

バキフラール (Vakiflar) : 宗教団体総局

本報告書で使用する用語

高リスク(リスクが高い): DFATは事案が強いパターン性を示して発生していることを認識している。

中リスク(リスクが中程度である): DFATは行動パターンの存在を示唆できるほど十分な件数の事案が発生していることを認識している。

低リスク(リスクが低い): DFATは事案が発生していることを認識しているが、事件がパターン化していると結論づけられるほど十分な証拠を有していない。

公的差別

- 1. 社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げるためにその特定集団に適用される法律上又は規則上の措置(例として、個人登録文書又は身分証明書を取得する際の困難さ、文書を承認してもらう際の困難さ、恣意的な逮捕及び勾留を挙げることができるが、これらに限定されない)
- 2. 国家従業員が特定の集団に向けて取る行動であって、社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスを妨げるような行為(特定の集団に対し、法的又は行政的措置を実施しないなど)

社会的差別

- 1. 社会の他のセクションのメンバーであれば通常利用できるような財又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げる社会の構成員(家族、雇用主又はサービス提供者を含む)の行動(例として、不動産の賃貸の拒否、財若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別を挙げることができるが、これらに限定されない)
- 2. 社会の構成員(家族,知人,雇用主,同僚又はサービス提供者を含む)による村八分又は排斥行為

1. 目的及び範囲

- 1.1 この国情報告書は、外務貿易省(DFAT)が保護状況を決定することのみを目的として作成したものです。この報告書は作成時点におけるDFATの最善の判断と評価を提供していますが、トルコに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。
- 1.2 この報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供しています。これは、現在の取り扱い事案を評価するためにオーストラリアにおける意思決定者に提供され、保護ビザの個別申請を参照することなく作成されています。この報告書には、意思決定者のための政策ガイダンスは含まれていません。
- 1.3 1958年移民法499条に基づく2019年6月24日の閣僚級指針第84号は、以下のとおり述べています。 外務貿易省が保護状態決定目的のために明示的に国家情報評価を作成し、意思決定者がその評価 を利用可能である場合、意思決定者は、その決定を行う際にその評価を考慮する必要がある。 しかし、意思決定者は、国家情報に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけで はない。
- 1.4 この報告書は、トルコにおけるDFATの現場の知識と様々な情報源の考察に基づいています。この報告は、

United Nations and its agencies, the US State Department, the World Bank, Transparency International, Human Rights Watch, Amnesty International, Freedom House, Reporters Without Borders, the Committee to Protect Journalists, そして 地元の又は国際的メディア からの報告を含む,信頼できる関連公開情報を考慮しています。DFATが報告書または主張の特定の出所を参照していない場合,これは出所を保護するためのものである可能性があります。

1.5この更新された国別情報レポートは、2018年10月9日に発行された以前のトルコに関するDFATレポートに代わるものです。

2. 背景情報

近年の歴史

- 2.1 第一次世界大戦終結後、トルコ国民運動(Turkish National Movement)と、ギリシャ、アルメニア及びフランスの部隊に加えオスマン家(Ottoman)が持つスルタンの地位(Sultanate)にまだ忠実であった人々の間で、トルコ革命(Turkish War of Independence)が勃発した。ムスタファ・ケマル・'アタトゥルク'(Mustafa Kemal 'Ataturk')(「トルコ人の父」)が民族主義運動を扇動し、この運動にはアンカラ(Ankara)における「大国民議会」(Grand National Assembly)という新たな議会の創設が含まれた。民族主義者の勝利は1923年ローザンヌ条約(Treaty of Lausanne)の締結に繋がり、この条約により、トルコ共和国が近代的形態で樹立された。
- 2.2 アタトゥルクの指導の下、トルコは近代化と世俗主義化を狙いとする急進的な社会的、法的及び政治的改革を導入した。これらの改革にはオスマン帝国時代のスルタンの地位とカリフの地位(Caliphate)の廃止、アラビア文字から相当するラテン文字への転換、そして女性の全面的参政権の導入が含まれた。アタトゥルクの下で一党支配の時期が続いた後、多党政治の実験が行われた結果、1950年に野党が勝利し、平和的権限移譲が為された。トルコの民主制は、1960年、1971年及び1980年の不安定な期間と各年に起こった軍事クーデターによる中断を経ており、これらのクーデターはいずれも最終的に文民への正式な政治的権限の返還という結果に至った。軍事的圧力は1997年に政権交代ももたらしたが、武力の行使は伴わずに済んだ。
- 2.3 アタトゥルクの「ケマリスト」(Kemalist)イデオロギーは、トルコを単一の民族的主体性を有する国家として描くものであった。一連の政策では、少数派が主体性を公の場で表現することの抑止を通じ、少数民族をトルコ民族が多数派を占める国家に同化させることを追求した。これらの政策に対する憤りは、トルコ南東部のクルド人住民の間で特に強かった。クルド人が多数派を占める地域での中央支配に対するクルド人の抵抗はこれまで、トルコの近代史において繰り返し現れる特徴である。クルディスタン労働者党(PKK: Kurdistan Workers' Party)が先導した反乱により、1984年から2013年の停戦にかけて推定4万人が死亡した。停戦は2015年7月に崩壊し、これが治安作戦の再開に繋がり、以来5千人以上が殺害されている(「治安情勢」参照)。
- 2.4 トルコにおける現代の政治は、2003年から首相を務めた後、2014年以降大統領に就任しているレジェップ・タイイップ・エルドアン(Recep Tayyip Erdogan)が支配している。イスラム教主義の政治的背景から登場したエルドアンは、2002年から政権を担っている保守的な公正発展党(AKP: Justice and Development Party)の共同創設者である。エルドアンによる初期の指導の下、AKPはリベラルな経済的及び社会的に保守的な政策を追求し、そして今や行き詰まってしまった欧州連合加盟申請を経て、対外政策の優先地域が欧州から中東とアジアへと移った。最近では、2017年4月に憲法改正国民投票が行われた結果、ほとんどの行政上及び立法上の権限が大統領に移管され、抑制と均衡の体制が著しく失われた(「政治制度」参照)。
- 2.5 2016年7月15日, ギュレン (Gulen) 運動が関与したと考えられるトルコ軍の分子が反政府 クーデターを試み, イスタンブール (Istanbul) とアンカラの市街地に戦車を配備し,議会を爆撃し,抗議参加者に向けて発砲した。この戦闘で市民及び治安要員が少なくとも251人死亡し,約2千人が 負傷した。軍の大半は政府に忠実なままであったため,クーデターは失敗に終わった。既存の秩序に対するこの挑戦によって困惑した政府は,クーデター未遂を抑圧した後,例外的措置を実施した。これらの措置には非常事態宣言が含まれ,これにより政府の権限が拡大され,政府は非常事態の終了後もその状態を保持し続けた。
- 2.6 2018年6月の選挙は、初めて新たな憲法と法的取り決めの下で行われ(「<u>政治制度</u>」参照)、 その結果、エルドアン大統領が52.29%の票を獲得して初の勝利を収め、議会ではAKPが極右翼の民 族主義者行動党(MHP: Nationalist Movement Party)と選挙連合を組んで過半数の議席を占めた。

予備報告書の中で、欧州安全保障協力機構(OSCE: Organization for Security and Co-operation in Europe)の選挙監視団は、選挙が行われた政治的環境、野党に与えられた選挙運動機会の欠如、そして与党による行政資源の悪用を強く批判した。

2.7 2019年に全国規模で行われた地方選挙では、野党CHPがアンカラ、イスタンブール及びアンタルヤ(Antalya)といった主要な中心地を含め、付加的に7州で勝利を収め、その後、これらの管轄区域では平和的な権限移譲が為された。イスタンブールでは、CHPの当初の勝利が選挙違反を理由に取り消されたが、その後のやり直し選挙で追認された。

人口統計

- 2.8 トルコは人口約8,300万人で、2019年には1.39%の割合で増加した。トルコの民族的に多様な人口は、オスマン帝国の分裂過程で多様な集団を吸収したことを反映している。1965年以降、国勢調査ではトルコ市民の民族性に関する情報を求めておらず、正確な数は入手困難である。しかし、国際的観測筋の報告によると、人口の70~75%がトルコ民族で、約19%がクルド人である。残りの人口は広範囲に及ぶ民族の小規模コミュニティから成る。国連によると、トルコは410万人の難民を受け入れ、これに370万人のシリア人と40万人近くの庇護希望者、及び他の国籍の難民が含まれ、1国での難民人口が世界で最も多い。EUからの資金援助を頼りに、政府は難民に無償の教育と保健サービスを提供し、難民は働くことを許可されている。
- 2.9 トルコは高度に都市化が進み,人口の4分の3近くが都市で暮らしている。最も人口密度が高いのは北西部のボスポラス(Bosporus)周辺で,旧オスマン帝国の首都イスタンブールでは多民族から成る約1,560万人が暮らしている。他の主要都市として首都アンカラ(500万人),イズミール(Izmir,400万人),ブルサ(Bursa,200万人),アダナ(Adana,200万人),及びガジアンテップ(Gaziantep,200万人)が挙げられる。トルコは若者が多く,人口の4分の1近くが14歳未満で,トルコ市民の40%が24歳未満である。
- 2.10 トルコ語が公用語であり、憲法では教育機関での指導において他の言語を主要言語としてはならないと定めている。他の言語は、クルド語を含め、日常生活で一般的に使用され、2012年以降は公立学校で選択科目として許可されているが、そうした課程の受講は制限される場合がある。

経済概要

- 2.11 トルコは世界で18番目に大きい経済圏で、2000年から2019年にかけて、1人当たりGDPが4,200米ドルから2倍を超えて9,140米ドルにまで増えた。この成長は2000年代初めに導入された金融/財政改革と、国際通貨基金(IMF: International Monetary Fund)が提供した190億米ドルの支援パッケージが助力となった。持続的成長は雇用を創出し、数百万人のトルコ人、特にトルコ社会の比較的貧しく、より周縁化された人々に、新たな繁栄をもたらした。近年では高い成長水準が続いてきた一方、国内の治安に関する懸念や地域的な政治関連の緊張が金融市場の不安定さを生じ、トルコの経済的展望を圧迫した。世界銀行(World Bank)はトルコを高中所得国に分類し、トルコの総じて自由な市場経済は繊維、食品、自動車及び観光といったセクターが原動力である。
- 2.12 2018年、トルコは重大な通貨/債務危機に苦しみ、トルコリラ(TRY)の価値の崩壊とインフレ急増に見舞われた。この危機は、金融政策と低金利へのこだわりに対するエルドアン大統領の型破りなアプローチによって落ち着いた一方、外国通貨建ての安価な信用を財源とする多額の支出を促す結果となった。この危機がピークを過ぎた後、調整期間となったトルコは2019年に3四半期連続で不況に陥った。対外債務と経常勘定黒字の減少が、状況の安定化に繋がった。しかし、IMFの評価によると、COVID-19がトルコに重大な悪影響を及ぼすと予想され、2020年の修正後成長率はマイナス0.5%である。輸出、特に観光産業は崩壊すると予測され、他にも金融へのアクセス、通貨安定性及びインフレに関連する難題が持続すると予想される。

雇用

2.13 トルコにおける労働力参加率は、2009には労働年齢(15~64歳)人口の52%前後であったのが2018年には58%超にまで伸びたが、依然、経済協力開発機構(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)加盟国の平均72%よりは大幅に低い水準である。これは部分的に、女性の雇用率が低い(2019年は33%)ことが原因で、これも近年では増加してきたものの、依然、OECD平均の51%より大幅に低い水準である。トルコの失業率は2012年以降上昇しており、2019年2月に14.7%でピークとなった。若い男性と他の集団(女性、移民、高齢労働者及び障害者を含む)の間での雇用格差はOECD加盟国内で最も高い。OECDの予測によると、トルコの失業率はCOVID-19の発生後、急増しそうである。観光産業が特に影響を受けており(2020年1月から7月の期間における外国人訪問者は前年と比べ78%減少した)、因みに接客業セクターはトルコの全労働者の8%を雇用している。

腐敗

- 2.14 トルコは、腐敗の防止に関する国連条約(UN Convention against Corruption),OECD贈賄防止条約(OECD Anti-Bribery Convention),腐敗に関する欧州理事会刑事法条約(Council of Europe Criminal Law Convention on Corruption),及び腐敗に関する欧州理事会民事法条約(Council of Europe Civil Law Convention on Corruption)の締約国である。腐敗防止の法的枠組は複数の法律に盛り込まれている。刑法(Criminal Code)(2004年,第247条と第252条)では,能動的及び受動的な賄賂,便宜を図ってもらうための支払,汚職未遂,強要,外国高官への贈賄,マネーロンダリング,及び職権濫用を刑事犯罪としている。腐敗関連犯罪に対する処罰の例として5年以上12年以下の懲役が挙げられる。
- 2.15 この強固な法的枠組をよそに、国内外の観測筋の報告によると、腐敗は依然、トルコの官民セクターで蔓延している。トランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)は2019年版の腐敗認識指数において、トルコを198か国中91位にランク付けした。公共調達とインフラ事業が特に腐敗の影響を受けやすく、報告によると当局者が賄賂を要求している。国際的観測筋の報告によると、腐敗で告発された人々を捜査、起訴し、有罪判決を下すための確立されたパターン又はメカニズムが存在せず、汚職事件の処理における裁判官の公平性も疑問視される。2019年中、汚職関連の捜査を開始した複数の法執行当局者、裁判官及び検察官が逆に訴追され、また汚職関連記事を公表したジャーナリストも訴追された。会計検査院(Court of Accounts)やオンブズマン(Ombudsman)など公的監督機関が報告書を公表するのは遅いことが多く、汚職疑惑を取り上げることも滅多にない。

保健

- 2.16 一般住民にとって、トルコでは医療を受けやすく、質も高い。憲法第56条によって権限を付与される保健省 (Ministry of Health) は、医療関連及び社会福祉関連のあらゆるサービスを調整し、例として国立病院の建設と運営、民間の病院及び全ての薬局の監督、医療従事者の訓練、全国規模での医薬品と薬物の価格規制、及び薬物生産統制が挙げられる。
- 2.17 トルコの社会保障機構(SGK: Social Security Institution)に登録済みの住民は全員、保険料を自動的に賃金から差し引かれ、国内各地のSGK登録病院で広範囲に及ぶ必要不可欠な処置を受けることができる。投薬や外来サービスについては多少の自費負担が必要である。失業者、自営業者及び未登録労働者は、家計調査に基づいて保険料を直接支払うことができる。政府は低所得者の保険料を負担してくれる。未登録の成人の子供は自動的に、この制度の対象となる。
- 2.18 トルコは大規模な民間病院体系も整っており、上質なサービスを提供し、待機期間を短くしている。2017年の或る学術報告書によると、この民間病院体系が国内で最も複雑な手術の53%を引き受け、総保健支出の21%を負担した。トルコにはかなりの医療観光セクターもあり、2018年には約70万人の医療観光客がトルコを訪れた。複数のアナリストの提言によると、医療観光産業の成長が近年、トルコにおける総体的な医療体系の質と許容力の双方を促進してきた。

- 2.19 COVID-19の初の公式症例がトルコでは2020年3月に報告され、素早く拡散した。トルコの保健制度では1人当たりの医師数と病院のベッド数が比較的少ない一方、強固な集中治療インフラがあり、概して公衆衛生緊急事態への備えは十分に整っている。病院体系、特にICUベッドの応対可能性が、特に南東部の諸州で逼迫していることを示唆する一連の報告が寄せられている。2020年7月から8月にかけて、アンカラ市内の病院が収容定員に迫っているという申し立ても複数あった。2020年4月、トルコ医師会は、政府がCOVID-19関連の数字を正確に報告せず、トルコにおけるパンデミックの本当の範囲に関する意識に影響を及ぼしている、と申し立てた。
- 2.20 2018年の段階で、トルコ市民の出生時平均余命は77歳であった。トルコの主要な保健関連の懸念は非伝染性疾患で、総死亡数の86%を占める。全ての死亡の半数近く(47%)が、心臓発作や脳卒中など心臓血管疾患に起因しており、これらは過剰な塩分摂取、喫煙及び肥満によって悪化する。政府は2017年8月、2025年までに非伝染性疾患による総体的死亡率を25%低減することを狙いとする行動計画を立ち上げた。
- 2.21 医療従事者に対する暴力がここ数年、トルコでは議論のテーマとなっている。2019年12月、主要野党のCHPが公表した報告書によると、2012年5月から2019年に8月かけて、保健省のホットラインに寄せられた問い合わせを基に、医療従事者に対する暴力事例が少なくとも91,355件発生した。2020年4月15日、トルコ議会は、医療従事者に対する暴力行為により有罪と認められた者の処罰を強化する新法を可決した。
- 2.22 トルコは、国連障害者権利条約(United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities)を批准している。「障害者に関する法律」(Law on Persons with Disabilities)(2005年)では、社会政策のあらゆる領域において障害を理由とする差別を禁じている。政府は障害者の雇用に関して肯定的差別措置を実施し、公務員の4%が障害者でなければならない一方、従業員数50名超の民間企業では労働力の3%が障害者でなければならない。障害者は一定の費用の償還を受ける権利を与えられ、手当を受け取る権利も与えられる。政府は、特別な教育サービスを必要とする児童を支援している。多数の非政府組織(NGO)が、障害者の権利を唱道している。こうした保護をよそに、障害者の雇用率は比較的低い。社会的権利研究協会(Social Rights and Research Society)というトルコのNGOがトルコ政府を、障害統計に関するデータを公表しないとの理由で批判しており、直近のデータは2011年のデータである。このNGOの主張によると、トルコでは公共建物の約58%及びショッピングセンターの60%が障害者に配慮していない。
- 2.23 トルコは2006年に国家精神衛生政策(National Mental Health Policy)を採択し、続いて2011年に国家精神衛生行動計画(National Mental Health Action Plan)を採択し、これらは2023年までの期間が対象である。これらの取り決めにより、精神衛生サービスはコミュニティベースの制度へと移行し、一般保健サービスに統合された。2015年10月(最新のデータを入手可能な時期)時点で、全国で86のコミュニティ精神衛生センター(CMHC:community mental health centre)が運営されていた。観測筋の主張によると、CMHCは資金が足りず、1人当たりの精神科医及び他の精神衛生専門家の数が欧州連合平均を大幅に下回っている。国内の諸団体の報告によると、政府とこの分野に取り組むNGOの間での、特に差別や汚名の低減に関連する調整が不十分である。他にも申し立ての例として、CMHC職員は訓練と給与の水準が低いことが多く、これが高い離職率と劣悪なサービスに繋がり、また患者は治療費を直接支払わなければならないため、二重の制度に繋がっているという点が挙げられる。
- 2.24 2019年に、教育、情報及びサービスへのアクセスに対処する精神衛生法制の広範な草案が議会に提出されたが、全く議決されないままである。精神衛生専門家と、保健制度全体にわたる業務を行う、宗教問題局(Directorate of Religious Affairs、*Diyanet*)が運営する道徳的支援サービス部(Moral Support Service Unit)の幹部が緊張した関係にある。2019年2月、精神衛生専門家プラットフォーム(Mental Health Professionals Platform)が声明を発表し、それによると、精神衛生対応環境を運営する宗教問題局職員は適切な科学的背景を欠き、被害を引き起こし、専門分野の範囲を超える行為を行っていた。
- 2.25 トルコにおける違法薬物使用に関して入手可能なデータはほとんどない。2017年に実施さ

れた或る研究によると、トルコにおける違法薬物の使用量は少なく、直前12か月間で若年成人(15歳~34歳)の1.8%が大麻を、そして0.2%がMDMAを使用したことがあると報告した。トルコは中東と欧州の主要需要市場を結ぶ重要な通過国の役割を果たし、当局はこれまで積極的に密輸対策に取り組んでおり、これは特に、薬物取引がPKKの主要な財源であるためである。

2.26 トルコ医師会(TTB: Turkish Medical Association)はトルコにおける医師の労働組合であり、労働力の80%をカバーしているが、近年では政治論争に直面してきた。2019年5月、11人の上級TTB 会員が、2018年にシリアのアフリン(Afrin)でのトルコによる軍事作戦について公衆衛生を理由に批判した後、懲役刑を言い渡された。人権観測筋によると、複数の医療商工会議所職員(TTBに所属)が2020年3月以降、COVID-19に関する公式声明を理由に捜査を受けており、これについて当局は「一般市民に不安とパニックを生じさせた」と主張している。TTBは反対派の大義にも同調しており、例えば児童性犯罪者を化学的に去勢させるという2018年に出された提案を公然と批判した。

教育

- 2.27 憲法第42条では、何人も学習及び教育の権利を剥奪されず、教育を受ける権利の範囲は法律によって定義及び規制されるものとする、と定めている。また憲法では、どの教育機関又は訓練機関でもトルコ語以外の言語を母語としてトルコ市民に教えてはならない、とも定めている。実際には、クルド語が私立学校では主要な指導言語として(ただし厳密には母語としてではない)認められている(「クルド人」も参照のこと)。憲法では、教育訓練はアタトゥルクの原則と改革の路線に沿って、現代の科学と教育方法に基づき、国家の統制と監督の下で実施されるものとする、とも定めている。
- 2.28 2020年, 国民教育省 (Ministry of National Education) の予算は国家予算の16.8%から16.1% に減った。2020年3月時点で,成人(15歳以上)の識字率は95.5%(男性が98.7%,女性が92.5%)であった。
- 2.29 中央政府は、国民教育省を通じてほとんどの教育政策を定め、同昇は第3期前の全段階及び全種類の教育の運営を監督する。学校と地方自治体には自治権がほとんどなく、授業の時間割さえ中央政府が定める。教育は5歳~12歳の男女生徒について無償かつ必須であり、小学校入学率は100%に近い。生徒は4年間の初等教育(小学校)、4年間の中等教育(中学校)、及び4年間の第2期教育(高等学校)を修了する。高等学校への入学は中学校(第8学年)終了時に受ける試験に基づく。生徒は第2期教育を、普通高校、技術系高校又は職業訓練高校で受けることができる。職業訓練高校は広範な専門分野をカバーし、宗教指導も含まれる。
- 2.30 AKP政権はトルコの教育制度を、宗教指導をより重視する方向へと転換し、これは特に、イスラム教聖職者を訓練するイマーム・ハティップ (imam hatip) の役割の拡大を通じて達成される。2012年から、政府はイマーム・ハティップ制度を、中学校を含める形で拡大し、その結果、2018年までに生徒数が5倍の130万人にまで増えた。2012年から、イマーム・ハティップ学校の総数は1,636校から4,891校に増えた。生徒は自宅住所に最も近い学校に通うべきであり、その学校がたとえイマーム・ハティップ学校であっても同様であるとする、2018年に導入されたガイドラインは、非イスラム教徒や他の人々も強制的にそれらの教育機関に通学させられてきたことを意味した。
- 2.31 2017年半ば、政府は生物学カリキュラムから進化理論を排除し、「ジハード (jihad) の精神」授業 (宗教的少数派も含め、全生徒について必須) を導入し、宗教問題局に与える学校生活での役割を強化した。宗教問題局は現在、青年期研究課程を指導し、学生寮や青少年センターで様々な宗教サービスを提供している。同局は生徒代表者を選任する権限を有する。
- 2.32 憲法第24条では、公立の小学校と中学校における義務的な宗教/道徳教育を定め、その内容は宗教問題局が決める。指導は完全にスンニ派イスラム教に基づく。国民身分証明書(「<u>国民身分証明書(IDカード)</u>」参照)上で「キリスト教徒」又は「ユダヤ教徒」と指定されている生徒は、これらの授業の免除を申請できる。しかし、トルコ最大の宗教的少数派であるアレヴィ派(Alevi)、或いは無神論者、不可知論者、又は自分の国民身分証明書の宗教欄を空欄にしている者は免除を許

可されない。複数の少数派コミュニティの報告によると、公立学校で宗教教育に費やされる時間が2016年以降、標準の週2時間から大幅に増え、場合によっては最大で週15時間に及ぶ。この増加が全国的に均一であるか、又は孤立的な事例に限られるのか、不明である。これをよそに、世論調査から、15歳~29歳の、自身を「宗教的保守派」と評する人々が2008年の32%から2019年には7%にまで減ったことが分かる。

- 2.33 高等教育審議会 (Council of Higher Education) は、公立高等教育機関の計画立案と調整に責任を負う。同審議会は大学の予算、在職者数と入学者数の上限、及び中核的カリキュラム指針を定める。学部長の任命も行う。私立大学は1980年代以降、非営利かつ政府の監督下での運営を許可されている。大学入学は、生徒の高校からの平均成績と2段階の大学入試成績に基づく。大学入学定員は典型的に一般高卒者が対象である。第3期教育セクターにおける総在籍者数は近年、3倍を超え、2005年の210万人から2019年には774万人にまで増えた。大学入試を受験する生徒数も大幅に増え、入学可能者数を上回っている。2019年6月には250万人超の生徒が受験した。
- 2.34 AKP政権の初期の数年間に行われた教育改革は、トルコにおける教育のアクセスと質の両面で顕著な成果に繋がった。これらの改革には、義務教育の8年間から12年間への拡大(15歳~29歳に占める教育、雇用又は訓練を受けていない人々の割合の大幅な低減に繋がった)や、全ての州での大学設立及びそれに伴う学生の男女比の均等化が含まれた。OECDの国際生徒学習到達度調査(PISA: Programme for International Student Assessment)におけるトルコの結果は2006年、2009年及び2012年に向上し、その後2015年に低下したが、これは当時、幅広く、教育制度の変化のペースと、不十分な実施の複合的要因が原因とされている。しかし、2018年の結果は顕著な改善と以前のプラス傾向への回帰を示し、これには数学と科学の分野における2012年の改善が含まれる。
- 2.35 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW: Human Rights Watch)の2018年5月の報告によると、5,800人余りの学者が、2016年7月のクーデター未遂以降に発令された緊急布告の下で公立大学から解雇された。解雇された学者のうち約2,000人が2016年1月に、「平和のための学者」(Academics for Peace)というグループを代表して請願書に署名しており、このグループは南東部でのPKKに対する政府の軍事作戦を強く批判し、暴力の終結を呼び掛けていた。2019年7月、憲法裁判所(Constitutional Court)は、「平和のための学者」の訴追は彼らの表現の自由に対する権利の侵害に当たる、という裁定を下した。しかし、この判決後も、ほとんどがまだ以前の職位に復帰していない。他の理由で解雇された者は、自分の事件に異議を唱える機会を制限されている。学者の解雇を命じた緊急布告には、不正行為疑惑を示す証拠又は個別化の正当化事由がいずれも含まれていなかった。加えて、HRWの報告によると、政府及び大学運営側が、学者が研究を行うこと、又は特定の争点に関する会議に出席することを妨げるべく介入した結果、自己検閲の環境が生じた。あらゆる分野における学問の自由の弾圧は、トルコの第3期教育セクターの標準と評判の低下に反映されており、2015年にはタイムズ・ハイアー・エデュケーション(Times Higher Education)が選ぶトップ300にトルコの大学が3校入っていたのが、今では全く選ばれなくなってしまった。

政治制度

- 2.36 憲法第1条ではトルコを共和国と定め、第2条ではトルコは民主的、世俗主義的及び社会的な法治国家であると定め、第3条ではトルコは不可分の主体であると定めている。第4条では最初の3つの条項の規定は変更不可であると定めている。
- 2.37 トルコの現在の国家元首兼政府の長は、2014年に初めて大統領に選出されたレジェップ・タイイップ・エルドアンである。彼は一般投票によって直接選出された初の大統領である。2007年に可決された憲法改正以前は、国会議員が大統領を選出し、その役割は総じて儀礼的なものであった。エルドアンは2003年から2014年まで首相を務めていた。AKPが2002年以降、政権の座に就いている。
- 2.38 トルコは最近、議会制と大統領制が混在する政府形態から、2017年4月の国民投票において辛うじて可決された憲法改正の下で実権型大統領制へと移行した。この変化により、首相職が廃止

- され、以前は首相と内閣が担っていた機能が大統領に与えられた。大統領は現在、広範な争点に関する法令を議会の承認なく制定する権限、副大統領と閣僚を任命する権限、予算を提案する権限、議会を解散する権限、選挙を宣言する権限、及び非常事態を宣言する権限を有する。憲法改正により、以前は国民議会が有していた立法権限が大統領に移管され、国民議会は閣僚を監督する権限を制限されることにもなった。
- 2.39 国内外の観測筋が、2017年4月の国民投票の時期、プロセス及び実施状況を批判した。国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、国民投票期間中に非常事態宣言(「非常事態」参照)下で講じられた制限的措置は自由な民主的プロセスに貢献する環境をもたらさなかった、という懸念を表明した。OSCEの指摘によると、国民投票では18項目の憲法改正を単一のパッケージとして扱い、改正において特徴付けられた明確にことなる個別の争点を別々に判断する機会を有権者から奪った。治安当局は野党の運動を厳しく制約し、政府はメディアによる報道を支配した。複数の地元団体が、反対派活動家が逮捕されたり嫌がらせを受けたりしたと報告し、また政府が非公式に、改正を支持するよう国家公務員に圧力を加えたと主張した。投票日の遅い時間帯に、国家選挙管理委員会(State Electoral Council)は、未押印の250万票分の投票用紙を含めること(これは法律に反する)を許容すると決定した。国民投票における最終的な差は140万票であった。
- 2.40 2018年4月18日, エルドアン大統領は所定の選挙期日より17か月早い6月24日に大統領と議会の解散総選挙を行うと発表した(「近年の歴史」参照)。これらの選挙は、トルコで4年間のうち5回目の国民投票であったが、改正後の憲法及び「選挙の実施を規定する法律」(Law Governing the Conduct of Elections)(2018年)の下では初の選挙であった。新法では選挙手続にいくつかの変更を導入し、例として武装治安部隊が投票所で投票を監督することの許可や、高等選挙管理委員会(High Electoral Board)が未押印の投票用紙を有効と認めることの許可が挙げられる。また高等選挙管理委員会は現在、治安を理由に、投票所を予告なく閉鎖し、複数の選挙区を予告なく合併している。政府は、治安関連の変更は、南東部でのPKKによる投票者の脅迫の阻止に繋がると述べたが、未押印の投票用紙の許容については公に正当化事由を説明しなかった。複数の野党が新法を、投票集計プロセスの透明性を低下させるものであると批判した。共和人民党(CHP: Republican People's Party)は憲法裁判所にこの法律について異議を申し立てたが、不成功に終わった。
- 2.41 新法では、政党が議会で議席を確保するために必要とする支持票数の変更を導入した。 1980年以降、政党は議会に代表者を出すには国民投票で10%を得票し、全国規模の党体制の確立に 関連する厳格な基準を満たさなければならないという状況が続いている。これは結果的に、トルコの議会における政党数の制限に繋がった。複数の少数派政党が10%の閾値を、トルコ市民が有する 広範な政治的意見の表明を否認するものであるとして批判した。2002年、AKPは得票率が34%しかなかったにもかかわらず議席の67%を獲得した一方、その選挙では票の46%を送られた政党が議席を獲得できなかった。新法では複数の政党が連合を組んで得票をプールし、連合への各党の貢献度に応じて議席を配分することを認めている。一部の人々が新法に対する政府の動機を批判し、それによると、新法はAKPの人気低下対策として、議会におけるAKPの支配の維持を目的に考案された。
- 2.42 大国民議会はトルコの一院制議会である。議員は地理的に分けられた選挙区から選出される。2017年の憲法改正によって議席数が550から600に増え、議員の任期が5年から4年に変更された。議会選挙は現在、大統領選挙と同時に行われる。(2018年6月の選挙後の)現在の議会構成は、AKPが291議席、CHPが138議席、左派の親クルド系の国民民主主義党(HDP: People's Democratic Party)が58議席、MHPが49議席、及び中道右派の正道党(IYI: Good Party)が39議席で、残りは零細政党に割り当てられている、或いは死去、他の国家役職に就くための辞任、又は訴追のため空席である。2020年6月、大国民議会は国会議員3名(2名がHDP、1名がCHP)の刑事免責剥奪を議決し、翌日にこれらの議員がテロ行為とスパイ行為容疑で逮捕されるお膳立てとなった。
- 2.43 トルコは81の県があり、各県の行政を中央政府から任命された知事が担う。30県は選挙で選ばれる市長が統治する広域市として運営される。県知事と広域市市長は、治安、教育、保健及びインフラなど中央政府が提供するサービスの実施に責任を負う。2016年9月、政府は、テロ行為容疑で停職処分となった、選出で選ばれた市長、副市長又は市議会議員に代わる「受託者」を政府が

任命することを許可するという布告を採択した。この布告はトルコ南東部で頻繁に、2019年の地方選挙の前と後に用いられた。2019年3月の選挙後、クルド系HDPが支配する65の自治体のうち、47が2020年7月時点で政府から任命された受託者が後任となり、選挙で選ばれた多数の公職者が収監された。2019年の地方選挙では、AKP支配が長く続いたアンカラやイスタンブールを含め、多数の重要自治体で主要野党のCHPが勝利した。

2.44 県は区に分けられ、各区の行政は任命された副知事と知事代行が担う。県と市には村が含まれる場合もあり、村の行政は選出される村長と長老評議会が担う。地方選挙は5年毎に行われる。

人権枠組

- 2.45 憲法では、表現、結社、移動、言論、集会及び宗教の自由を含む基本的人権の広範囲に及ぶ保証を定めている。多数の憲法上の権利が、公共の秩序や国家安全保障を根拠とする例外の対象とされている。
- 2.46 トルコは次に挙げる国際的な人権関連法律文書の締約国である:拷問及び他の残虐、非人 道又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(CAT: Convention against Torture and Other Cruel Inhuman or Degrading Treatment or Punishment) 及びその選択議定書(OP-CAT: Optional Protocol) ,市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR: International Covenant on Civil and Political Rights) 及び死刑廃止を狙いとする第2選択議定書 (Second Optional Protocol Aiming to the Abolition of the Death Penalty), あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(ICERD: International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination), 経済的, 社会的及び 文化的権利に関する国際規約(ICESCR: International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights),全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約 (International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families),児童の権利に関 する条約(CRC: Convention on the Rights of the Child)及び武力紛争における児童の関与、児童の売 買,児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書 (Optional Protocols on the Involvement of Children in Armed Conflict and the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography),並びに障害者の権 利に関する条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)。トルコは、女性に対するあ らゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW: Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination) にも加盟している。憲法第90条では、効力を発した国際合意は法律の効力を有し、 憲法裁判所に上訴することはできないと定めている。
- 2.47 トルコは、人権及び基本的自由の保護に関する欧州条約(European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms)と、拷問及び非人道又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止のための欧州条約、及び両条約の追加議定書も批准している。これらの条約により、トルコ市民は欧州人権裁判所(ECHR: European Court of Human Rights)に上訴する権利を与えられている。2016年7月にクーデター未遂が起こった結果、ECHRは、ギュレン運動との結び付きが認知されたという理由で拘留されていたトルコ市民から多数の申請を受けた(「ギュレン運動」参照)。トルコ人からの申請は、ECHRにおける2017年の総取扱件数85,951件のうち31,054件(36%)を占めた。申請人は申請を提起する前に国内の救済措置を利用し尽くすこととするECHRの要件の結果、トルコ人からの申請のうち30,063件(96.8%)は受理不可又は棄却と宣言された。
- 2.48 裁判所が手一杯の状況を解消するため、トルコと欧州当局は2017年1月、トルコが非常事態宣言期間中に布告によって棄却された事件に対して一定レベルの司法レビューを行えるよう、非常事態調査委員会(Inquiry Commission on the State of Emergency)を設立する方向で合意した。同委員会は、次に挙げる4つのカテゴリーのうち1つ又は複数に該当する非常事態措置について「評価を行い、決定を下す」ことを義務付けられている:公共のサービス、職業又は組織からの解雇;学生の身分の剥奪、協会、労働組合、報道機関、学校、高等教育機関及び出版事業者の閉鎖;退職した人員の階級の無効化。同委員会には7人の委員がおり、うち5人は政府から直接任命され、2人は裁判官・検察官高等評議会(High Council of Judges and Prosecutors)から任命された。2020年7月3日時点

- で、126,300件の申請が同委員会に届け出られ、うち108,200件で既に決定が下されていた。これらのうち96,000件は棄却され、つまり、元来の布告決定が支持され、12,200件では上訴申請が受理された。棄却された申請は現在、裁判所制度を通じて憲法裁判所へと進む機会が与えられ、その後、理論的にはECHRに申請できることになる。
- 2.49 EDHRの立場を批判する人々は、トルコの司法制度は過剰に政治化され機能不全に陥ってしまったために国内での効果的な救済者になれないと主張し(「<u>司法</u>」参照)、さらに、調査委員会から棄却される割合が高いことを証拠として引き合いに出している。2018年3月のOHCHRの報告書では以下を理由に同委員会を批判した:付託権限の範囲が狭いこと;非常事態措置を採択した同じ当局から委員が任命されたことを踏まえ、独立性と公平性の欠如が認められること;理由付けの正当化又は公表を要求されないことを踏まえ、透明性を欠いていること;及び非現実的な作業負荷。OHCHRは、申請人に対する公正さの欠如を批判し、つまり申請人は自分を解雇した機関を通じて申し立てを届け出なければならず、証言する機会又は証人を立てる機会がない。申立人は解雇される前に勤務していた同じ機関に復帰することができず、また調査委員会の決定に関係なく補償を受けられないことになる。
- 2.50 ECHRは他にもトルコからの多様な事件を扱っており、2019年には5,091件の申請を受け、4,879件を受理不可と宣言し、113件に判決を下し、うち97件を欧州人権条約(European Convention on Human Rights)違反と認定した。
- 2.51 トルコは2012年、公共サービスの提供に関する独立した効率的な苦情処理機構の役割を果たすオンブズマン機関を設置した。オンブズマンは当局者の行為が法律および公正性と人権尊重の原則を遵守しているかどうか調査し、勧告を出す権限を付託されている。個人申請を受け付けることもできる。非常事態宣言下での解雇はオンブズマンの権限の範囲に該当せず、これは布告が法律と見なされ、オンブズマンは行政上の決定の再検討しかできないからである。
- 2.52 議会が主任オンブズマンを選出し、政府がさらに5人のオンブズマンを任命する。元首席大統領顧問が2016年11月に主任オンブズマンに就任した。2019年、主任オンブズマンは20,968件の苦情を受け付け、これは2018年と比べ19%の増加であった。以前の数年間にわたり持ち越されてきた4,032件の事例を含め、2019年中にオンブズマン機関は合計21,170件を解決した。苦情のカテゴリーで最も多かったのは公共サービス(5,170件、25%)と司法、国防及び治安(3,250件、16%)に関するもので、人権に関する苦情はわずか234件、約1%しかなかった。他に人権促進の役割を担う政府機関の例として司法省(Ministry of Justice)の人権局(Human Rights Department)及び議会の人権委員会(HRC:Human Rights Commission)のほか、国家人権・平等機関(National Human Rights and Equality Institution)が挙げられる。
- 2.53 トルコは2020年1月, 国連人権理事会 (UN Human Rights Council) の普遍的・定期的レビュー (UPR: Universal Periodic Review) の第三次サイクルに参加した。政府は302件の勧告の検証に合意し, 国連人権理事会の第45回会合の前に回答を示す予定である。同理事会は他の19件の勧告を公然と拒絶し, それらは主にシリア・アラブ共和国, アルメニア及びキプロスからの勧告であった。
- 2.54 トルコは2001年3月、OHCHR及び他の国連機関の代表者による国内視察の継続招待状を発行し、1998年から2017年にかけてこのプロセスに積極的に参加した。2018年以降、トルコはOHCHRからの訪問要請を延期または無視している。公表された最新の報告書は次に挙げる通りである:「超法規的、略式又は恣意的な処刑」(2015年5月)、「強制的及び非自発的な失踪」(2016年7月)、「言論及び表現の自由に対する権利の促進と保護」(2017年6月)、及び「拷問及び他の残虐、非人道又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」(2017年12月)。加えて、CEDAWがトルコに関する報告書を2016年7月に発行した。OHCHRはトルコ南東部での人権状況に関する報告書(2015年7月から2016年12月までの期間が対象)を2017年2月に、またトルコでの人権に対する非常事態宣言の影響に関する報告書(南東部における最新情報を含む)(2017年1月から12月までの期間が対象)を2018年3月に発行した。

国家人権機関(NHRI: National Human Rights Institution)

2.55 「トルコの人権・平等機関に関する法律」(Law on Human Rights and Equality Institution of Turkey)(2016年)が2016年4月に発行し、これにより国家人権・平等機関(NHREI)がトルコの国家人権機関(NHRI)として設立された。NHREIは、2012年6月以降運営されていた旧トルコ人権機関(Human Rights Institution of Turkey)の後継となった。その中核的機能は、モニタリング、調査結果、勧告及び意見の公表、苦情処理、法的支援、政府、議会及び他の機関への助言、人権擁護者の活動の支援、市民社会団体との協力、及び意識高揚活動である。NHREI又はその前身はいずれも、NHRIとしての認定をOHCHRに申請しなかった。複数のNGOや国際的観測筋がNHREI(及びその前身)について、独立性を欠くとして批判し、申請を拒絶する頻度が高いこと、政府の監督下に置かれ政府が資金を拠出していること、そして11人の委員のうち8人が内閣から、3人が大統領から任命されることを指摘した。

治安情勢

- 2.56 トルコは国内治安及び対外安全保障に関する様々な課題に直面している。例として南東部での政府治安部隊とPKK間の紛争再開、シリアとイラクにおける紛争へのトルコの関与に関連する対外安全保障上の脅威、及び国内外の勢力からのテロ攻撃を受ける脅威が挙げられる。
- 2.57 「テロリズムとの闘いに関する法律(Law on the Fight against Terrorism)」(1991年反テロリズム法、最新の改正は2019年)及び関連する刑法条項は、テロリズム及びテロリスト犯罪に関連する主要な国内法制である。反テロリズム法を批判する人々の指摘によると、「テロリズム」(第1条)と「テロリスト犯罪者」(第2条)の定義が広義で曖昧である。2016年7月のクーデター未遂の前、複数の人権団体が、反テロリズム法が政敵、人権擁護者及びジャーナリストに対し、特に「テロリスト組織のメンバー」容疑で使われるおそれがあるという懸念を提起していた。拷問及び他の残虐、非人道又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する特別報告官による2017年12月の報告では、新たな反テロリズム法(2016年法律第6722号)を巡る懸念を表明した。遡及的に適用される同法の下では、反テロリズム作戦に参加した兵士又は文民が職務遂行中に何らかの違反を犯した場合にこれを訴追するには、行政当局の許可が必要である。特別報告官によると、同法では反テロリズム部隊に事実上の訴追免除を認め、彼らが拷問又は虐待を働いたという疑惑の捜査を不可能とまで行かなくとも困難にしてしまう。
- 2.58 トルコは近年、イスタンブール、アンカラ及び南東部での爆弾攻撃や銃撃を含め、数百人もの命を奪った多数の深刻なテロリスト攻撃を経験してきた。攻撃は観光地、治安部隊に関連する場所(軍隊兵舎や警察車両を含む)、政府や司法機関の事務所、政党、企業、礼拝所を標的にしてきた。様々な集団が犯行声明を出し、例としてPKKやクルディスタン自由の鷹(TAK: Kurdistan Freedom Falcons、PKKの前線部隊と考えられる)などクルド人反政府集団や、ダーイッシュ(Da'esh、別名ISIL、ISIS又はIS)など外部組織が挙げられる。治安当局は頻繁に、全国各地で他の攻撃の阻止に成功してきたと報告している。最後のダーイッシュによる大規模な攻撃は2017年1月、元旦の早朝に或るナイトクラブで発生し、39人が殺害され69人が負傷した。
- 2.59 政府とPKK間の停戦が2015年7月に崩壊して以来,治安部隊はトルコ南東部の多数の県で作戦を実行してきた。これらの作戦には数千人規模の歩兵隊,砲兵隊及び機甲部隊のほか,空軍も関係してきた。国際危機グループ(ICG: International Crisis Group)トルコ支部によると,2020年8月10日時点で少なくとも5,023人が2015年7月20日以降の衝突又はテロ攻撃の際に殺害されていた。これには民間人,国家治安部隊員,所属不詳の人々及びPKK過激派が含まれる。衝突は2019年後半から2020年にかけてずっと続いたが,以前の数年間と比べると鈍化した(「クルド人」及び「超法規的殺害」参照)。
- 2.60 トルコは2016年に初めてシリアへの軍事介入を行い、これはシリア民主軍(Syrian Democratic Forces)や人民防衛隊(YPG: People's Protection Units)によるジャラーブルス(Jarablus)という町に対する将来の攻撃を阻止すべく、ダーイッシュからこの町を奪還することが目的であった。トルコは、これらの勢力がジャラーブルスを制圧したと仮定すると、国境沿いの隣接区域を押

さえ、PKKや他の勢力が攻撃を仕掛ける能力の強化に繋がるおそれがあると懸念した。結果的に、トルコは4回にわたりシリアに介入し、即ち2016年にユーフラテスの盾(Euphrates Shield)作戦でジャラーブルスとアル・バブ(Al Bab)の間の区域からダーイッシュを追い出すための介入、2018年にオリーブの枝(Olive Branch)作戦でYPG支配下のアフリン(Afrin)を奪還するための介入、2019年に平和の春(Peace Spring)作戦でテル・アブヤド(Tel Abyad)とラス・アル・アイン(Ras al-Ain)の間のクルド人支配地域を奪取するための介入、そして2020年にイドリブ(Idlib)でのシリア軍による攻撃を阻止するための介入を行い、これらは国境を越えるさらなる難民の波を防ぐことが目的であった。トルコ軍はイラク北部でPKKを標的にした越境作戦を何度か行い、この区域での小規模拠点の数を増やしてきた。

非常事態

- 2.61 2016年7月15日のクーデター未遂の後、政府は3か月間の全国規模の非常事態を宣言し、2016年7月20日に議会の承認を得た。言明された非常事態宣言の目的は「フェトフッラー・ギュレンのテロ組織(FETO: Fethullah Gulen Terror Organisation)との闘いにおいて必要な措置を最も迅速かつ有効な形で講じること、及び可能な限り早期に正常な状態に戻すこと」であった。非常事態は7回に及ぶ3か月ずつの延長の後、2018年7月18日の深夜に終結した。議会は非常事態宣言の下で発令された36の法定布告のほとんどを恒久的に採択してきた。大統領制の下、大統領が布告を発令する権限を保持している。
- 2.62 非常事態宣言により、政府は法律の効力を有する布告を通じ、議会を通さず統治できるようになった。非常事態宣言は、布告の枠組内で行動する行政当局に法律上、行政上、刑事上及び財政上の免責を与えた。2016年11月、最高裁判所(Supreme Court)は、布告は司法審査の対象でないという裁定を下した。政府は非常事態宣言下で36の法定布告を発令し、そして複数の人権観測筋が非常事態とは無関係の事案を様々な布告が規制しているという懸念を表明し、そうした事案の範囲は市民社会団体や医療センターの閉鎖から、車両の冬用タイヤの使用にまで及んだ。非常事態宣言は治安部隊にも、国家機関内でギュレン運動支持者とされる人々を弾圧する拡大的権限を与えた(「ギュレン運動」参照)。当局は、ギュレン支持者とされる人々、或いはPKK又は他の組織のメンバーとされる人々を含め、様々なテロリズム容疑で441,195人に対する訴訟を起こしてきた。

3. 難民条約に基づく申し立て

人種/国籍

3.1 憲法第10条では、全ての個人は(とりわけ)言語又は人種を問わず、差別されることなく 平等である、と定めている。実際には、これは3つの非イスラム教徒少数派を除いて全ての市民に 単一の国籍指定が存在することを意味する(「ローザンヌ少数派」参照)。第66条では、市民の絆 を通じてトルコ国家と繋がる誰もが「トルコ人」である、と定めている。第42条では、トルコ語以外の言語を、どの訓練機関又は教育機関においても母語としてトルコ市民に教えてはならない、と 定めている。人権観測筋の主張によると、市民権や言語に関するこれらの規定が少数民族に対する 差別に相当する。

クルド人

- 3.2 公式の数字は入手できないが、国際的観測筋の推定によると、約1,500万人のトルコ市民がクルド人であると申告している。クルド人住民は伝統的に、クルド人が多数派の民族集団を形成するアナトリア(Anatolia)南東部と、かなりの数の少数派を構成するアナトリア北東部に集中している。かなりの数のクルド人住民がイスタンブールや他の主要都市でも暮らしている。ここ数十年間、トルコのクルド人住民の約半数がトルコ西部へ、紛争回避(「治安情勢」参照)と経済的機会の追求の双方を目的に移住してきた。トルコの東部と南東部は歴史的にトルコの他地域と比べ開発が遅れ、所得が低く、貧困率が高く、産業が少なく、政府投資が少ない。クルド人住民は社会経済的に多様で、非常に貧しい人々が特に農村部と南東部に多い一方、中流階級のクルド人は都市中心部、特にトルコ西部で増えている。
- 3.3 ほとんどのクルド人がクルマンジ語(Kurmanji)(一般的にクルド語と呼ばれる)を話す一方、少数の人々がザザ語(Zaza)又はソラニ語(Sorani)を話す。ほとんどのクルド人がスンニ派イスラム教徒であるが、ほとんどのトルコ民族が信奉するハナフィ(Hanafi)学派ではなく、シャフィイー(Shafi'i)学派である。トルコの宗教当局は両学派を等しく有効と捉えており、シャフィイー学派の信奉者は宗教的理由に基づく様々な差別の対象ではない。クルド人コミュニティ内には多様な政治的な見解と分断が存在する。一部の人々がPKKのイデオロギーと方法を支持する一方、多くは反対派である。AKPは時々、保守派のクルド人からかなりの支持を集め(同党はクルド人の国会議員を擁し、時にはクルド人の閣僚も出している)、HDP(クルド人の民族主義と融合した左翼の社会民主主義派閥)もかなりの支持を集めている。一部の非クルド系トルコ市民が依然、全てのクルド人をPKKと結び付けている。
- 3.4 トルコ共和国の樹立を支えた世俗主義の「ケマリスト」(Kemalist)イデオロギーでは、トルコを単一の民族的主体性を共有する国家として描いた。一連の政策において、少数派の身元を公の場で表明することの抑止により、少数民族を多数派のトルコ人国家に同化させようとしてきた(「近年の歴史」参照)。トルコ最大の民族的少数派として、これらの政策は特にクルド人住民に影響を及ぼした。政策には公の場でのクルド語使用禁止、クルド語の地名の禁止、そしてクルド系政党、特に分離主義者の性質を帯びていると認知された政党の公然たる支持の禁止が含まれた。これらの政策は、特にクルド人が多数派を占める南東部で深い怒りを買い、政府とPKK間で南東部で長期間続いた紛争を助長した。AKP政権は徐々に、少数派の身元表明に対する制限を徐々に緩和し、今では、特に2013年の政府とPKK間の停戦以降、ほとんどが公式に取り消されている。クルド語はトルコ全土で一般的に使われている。他の非トルコ語同様、クルド語も公立学校での母語教育には使えない。クルド語は公立学校では選択言語として、また私立学校では主要言語として、ただし母語としてではなく、教えることができるが、これは実際には制限されている。改正後の法律では元来のクルド語の地名を村や近隣地域に戻したが、一部の事例において、民主的選挙で選ばれたHDP所属のクルド人首長に代わり政府が任命した受託者が就任した地域ではこれらの地名が再び排除さ

れてしまった。

- 3.5 国内外の観測筋の報告によると、南東部での政府とPKK間の紛争再開と、2016年7月のクーデター未遂の双方への政府の対応が、一部のクルド人の権利と自由に著しく影響してきた。特に、2015年以降の治安作戦の結果、南東部の地元住民が著しい困窮に見舞われた。OHCHRは2017年と2018年に、紛争に起因する広範な人権侵害を報告し、例として殺害、拷問、女性に対する暴力、過剰な武力行使、家屋や文化遺産の破壊、救急医療、安全な水及び生計手段へのアクセスの妨害、そして表現の自由に対する厳しい制限が挙げられる(関連セクション参照)。これらの侵害は2019年にかけて、都市部での作戦が鈍化するにつれ大幅に弱まってきたが、農村部での反PKK作戦や移動制限が依然、南東部のクルド人コミュニティに不釣り合いに影響を及ぼし続けた。2019年には外出禁止令の頻度が以前の数年間と比べ低下し、期間も短くなり、適用対象となる村の数も少なくなった。
- 3.6 紛争は著しい国内移転を引き起こし、2015年7月から2017年7月にかけて約10万人が自宅を失い、報告によると最大40万人が近隣の郊外、町及び村に、又はトルコ国内の他地域に引っ越した。24時間外出禁止令が施行された区域では、多数の人々が強制移転させられ、紛争が沈静化するまで帰宅を妨げられた。報告によると、多数の人々が依然、帰宅できずにいる。DFATの評価としては、2015年から2018年の紛争ピーク期に南東部の紛争影響区域で暮らしていたクルド人の民間人は、政府部隊とPKKの双方から暴力や差別を受けるリスクが高い状況に直面した。2020年、そうした民間人が相変わらず住宅問題や他の関連問題に直面する場合もある一方、DFATの評価としては、暴力や嫌がらせのリスクは低くなっている。
- 3.7 政府は非常事態宣言時の権限と、その後における2016年のクーデター未遂後の持ち越し法制を利用して、PKK支持を理由に告発された広範囲に及ぶクルド人のジャーナリスト、政治家、政治活動家、及び市民社会団体を標的にした(関連セクションも参照のこと)。これは不釣り合いに南東部の人々に影響を及ぼし、トルコ西部のクルド人やクルド人組織は南東部と同じような紛争関連の暴力のリスクに直面していない。政治活動に熱心でない多数のクルド人が、AKPを支持するクルド人同様、トルコ人としての市民権よりクルド人としての主体性を重視するわけではない。人権観測筋の報告によると、トルコ西部では一部のクルド人が、公の場でクルド語を話すことを含め、暴力的応答の誘因となることを恐れてクルド人としての身元を明かしたがらない。
- 3.8 法律では一切,クルド人(又は他の民族的少数派)が他のトルコ市民と同じ形で公共部門又は民間部門で就職すること,公人としての生活に参加すること,又は政府の保健サービスや教育サービスを利用することを禁じていない。しかし実際にクルド人市民がそれらを実行できる可能性は大幅に,個別の状況や地理的場所に左右され,トルコ西部のクルド人は南東部の紛争影響区域の居住者よりもはるかに良好に政府のサービスを利用できる。クルド人はトルコの公人としての生活のあらゆる側面に,政府,市民サービス及び軍隊を含め,参加する一方,伝統的に上級職に占める割合は少ない。公共部門で雇用された一部のクルド人の報告によると,彼らは昇進の展望に悪影響が及ぶことを恐れてクルド人としての身元を明かしたがらない。DFATの評価としては,クルド人は準国家レベルで公共部門に就職する傾向が強く,特に彼らが多数派を占める地域がそうである。
- 3.9 公の場での少数派の身元の表明に対する差別的制限の緩和に向けた政府の努力にもかかわらず、DFATの評価としては、トルコ在住のクルド人は民族性に基づく公的な差別や、一部では散発的な社会的差別に直面している。この差別の度合いや形態は地理的場所や個人的状況に左右される。南東部居住者やクルド系の政治団体又は市民社会団体で活発に活動している人々(又はそう認知された人々)は、政治活動に熱心ではない人々又はAKPを支持する人々よりも高いリスクに曝される。DFATの評価としては、シリアとイラクで続く軍事作戦が、トルコ国内でのクルド人にとっての状況を悪化させるわけではない。

ヤジディ教徒

3.10 トルコ市民のヤジディ教徒(Yazidi)人口は非常に少ない。ヤジディ教徒文化財団(Yazidi

Cultural Foundation)によると、2017年時点で人口は377人であった。米国政府の推定によると、 2019年時点での数は「1,000人未満」であった。人口規模を踏まえ、ヤジディ教徒に対する公的又は 社会的な差別のリスクに関して確固たる結論を引き出すのは困難である。このコミュニティに関す る最新の重要な報告が、南東部のマルディン(Mardin)県で300年の歴史を持つヤジディ教徒墓地 が破壊された2020年3月に出された。近隣のバットマン(Batman)県選出のHDP所属国会議員によ ると、ヤジディ教徒は自分達固有の土地で安全を感じず、大きな不安を抱えて暮らしている。他の 面では、トルコのヤジディ教徒コミュニティの経験は総じて、イラクでの紛争から逃げてきたかな り大規模なヤジディ教徒集団の到来の中で起こってきた。これらの人々はほとんどが、オーストラ リアを含む第三国で難民として再定住してきた。当時のヤジディ教徒コミュニティの主張によると, トルコ政府は決してヤジディ教徒がイラクからトルコに来ることを望まず、障害を設け、ヤジディ 教徒を収容するキャンプを閉鎖し、申し立てによるとこれはトルコ国内のヤジディ教徒コミュニテ ィに対する視点を反映するものであった。DFATはこれらの主張を検証しかねる。しかし、DFATの 評価としては、コミュニティの規模が小さいこと、トルコ南東部におけるヤジディ教徒の居場所、 及び難民コミュニティとの関連性の結果として、トルコのヤジディ教徒は中程度の社会的及び公的 な差別に直面すると考えられる。2020年6月、トルコはイラクのヤジディ教徒コミュニティ居住区 域と、PKKが拠点を確立したとされる区域を、反PKK軍事作戦の一環として標的にした。

宗教

- 3.11 憲法第2条ではトルコを世俗主義国家と定義している。第10条では、全ての個人が哲学的信念、宗教又は派閥を問わず、法の前では平等であると定め、第15条では、何人も宗教を明かすことを強制されてはならないと定め、第24条では、良心の自由、宗教的な信念と確信に対する権利を保証している。トルコは伝統的に世俗主義を、宗教的実践や礼拝所を含めた宗教コミュニティに対する国家による統制を必要とするものと解釈してきた。宗教問題局がイスラム教の実践を管理する(「教育」も参照)一方、財団総局(General Directorate for Foundation、Vakiflar)が他の全ての宗教を管理する。
- 3.12 政府は宗教的主体性に基づく人口統計を維持していない。しかし、観測筋が賛同する見解として、トルコ市民の圧倒的多数がイスラム教徒で、ほとんど(75~80%)がスンニ派である。トルコにはアレヴィ派(Alevi)を名乗る人々が1,000万人~2,500万人いるが、トルコ政府は総じてアレヴィ派をスンニ派イスラム教徒と区別することを拒否している。人口の最大4%、約300万人のメンバーがいると主張するシーア派ジャファリ(Ja'fari)コミュニティも存在するが、数は検証困難である。彼らは圧倒的多数が東部の県で暮らしている。報告によると最大50万人のアラウィ派(Alawite)がシリアに隣接する南部地域、特にハタイ(Hatay)県で暮らしている(この数には2011年以降にトルコへ逃げてきたシリア人アラウィ派難民は含まれない)。トルコとイスラム教徒コミュニティ(スンニ派と非スンニ派)の関係はこれまで概して円満で、他の国々で見られるような派閥分断もない。DFATは、シリアを巡る緊張がスンニ派と非スンニ派のイスラム教徒間での派閥争いによる暴力の重大事件に繋がったという最近の事例を全く把握していない。DFATの評価としては、非スンニ派イスラム教徒(アレヴィ派を除く)は宗教を理由とする著しい公的又は社会的な差別に直面してはいない。
- 3.13 トルコの非イスラム教徒コミュニティは小規模である。キリスト教徒は様々な宗派を合計しても15万人未満で、最も大きい宗派はアルメニア/ギリシャ正教、シリア語系キリスト教徒、エホバの証人、及びプロテスタントである。ユダヤ教徒コミュニティは2万人未満である。小規模なバハーイー教徒(Baha'i)とヤジディ教徒のコミュニティがトルコで暮らしているが、数は不明である。

公認宗教集団(ローザンヌ少数派(Lausanne Minorities))

3.14 オスマン帝国の解体を正式に決め、近代トルコの基礎を築いたローザンヌ条約(Treaty of Lausanne, 1923年)では、「非イスラム教徒少数派」の権利を保証している。政府は伝統的にこの

フレーズを、当時のトルコにおける3つの主要な宗教的少数派、即ちアルメニア使徒正教会キリスト教徒、ユダヤ教徒及びギリシャ正教会キリスト教徒(「ローザンヌ少数派」)だけを指すと解釈してきた。ローザンヌ少数派は、1923年以降の国外移住を通じていずれも人口が著しく減少してきたが、主にイスタンブール及び他のトルコ西部の都市中心部に住んでいる。彼らは一定の権利を享受し、例として既存の宗教財団を維持する権利、新たな礼拝所を建設する権利、及び宗教学校を運営する権利が挙げられる。政府は、ギリシャ正教会スメラ修道院(Sumela Monastery)などいくつかの少数派の財産を維持又は復元するための資金を拠出してきた。ローザンヌ少数派は、自由に礼拝することができると報告している。しかし、政府はローザンヌ少数派の指導体制又は事務管理構造(キリスト教徒の家父長制又は主任ラビなど)を合法的主体と認識せず、そのためローザンヌ少数派は財産の購入又は所有権の維持、及び裁判所への提訴を行うことができない。ローザンヌ少数派(及び他の宗教的少数派コミュニティ)は、別の理事会が運営する独立的財団を頼りに、個別の宗教的財産を保有及び統制している。これらの財団は報告によると、政府が2013年に以前の規則を廃止して以来、新たな規制を発布していないため、理事会の会員構成を更新できない状況が続いている。

- 3.15 DFATは、ローザンヌ少数派コミュニティのメンバー又は財産に対する暴力の孤立的事件を複数把握している程度である。2019年5月、或る86歳のギリシャ正教徒の男性が自宅で殺害され、また2019年11月に韓国人キリスト教徒伝道者が刺殺され、いずれの事件も当人の宗教活動が原因とされている。イスタンブールでは同年、或るアルメニア人女性が宗教的信念との関連で数か月にわたり脅迫を受けた後、自宅玄関で刺殺され、またイズミールではベス・イスラエル・シナゴーグ(Beth Israel Synagogue)に火炎瓶が投げ込まれた。複数のコミュニティ代表者が、国営メディアでの否定的言論や、政府高官からの否定的言論、特に反ユダヤ主義の言論に関する懸念も表明し、これはトルコとギリシャ、アルメニア又はイスラエルの間で緊張が高まる時期にピークに達する傾向にある。ローザンヌ少数派が脅迫を受けたといういくつかの事例において、政府は彼らの礼拝所、特にシナゴーグに治安保護を提供してきた。2020年6月、当局は或る人物を、イスタンブール市内の或るアルメニア系教会の柵から十字架を外して破壊したかどで5年間投獄した。
- 3.16 トルコは共和国となった初期の数年間、ローザンヌ少数派コミュニティ(及び他の宗教的少数派)からかなりの量の財産を没収した。2001年以降、特に2011年の政令以降、政府は評価額が10億米ドルを超える1,000件余りの財産を返還し、補償金を支払った。このプロセスは続いており、複数のコミュニティが遅延又は否認について苦情を訴えているが、一部の計算によれば、没収された財産はこれまでに20~25%しか返還又は補償されていない。これらのコミュニティは、政府が財産返還を平等な市民権としてではなく寛大な姿勢として特徴付けてきた、という懸念も表明した。2011年の政令は、他の宗教的少数派又は1936年より前に押収された財産のいずれにも適用されない。
- 3.17 ローザンヌ少数派(又は他の宗教的少数派)のメンバーが公共部門で就職又は昇進することを妨げる公的な制限はなく、憲法第70条では具体的に、全てのトルコ人が公務員となる権利を有し、該当する役職について資格要件以外の基準は公務員採用時に考慮されないものとする、と定めている。とは言え、一部の非イスラム教徒が、雇用申請書に宗教的主体性又はイスラム教徒以外の主体性を記載していないとの理由で政府への就職を否認されたと訴えている。複数のコミュニティ代表者のコメントによると、宗教的少数派のメンバーが政府の上級職に就くのを見ることは希である。DFATは、民間セクターで国との良好な関係を享受しているかなりの数の著名なユダヤ人やアルメニア人を把握している。
- 3.18 DFATの評価としては、ローザンヌ少数派の権利は憲法で保証されているものの、彼らは公的な差別を受けるリスクに低水準ながら直面している。世俗主義に対する厳格な憲法上のコミットメントをよそに、トルコの法律や長年続く慣行は、公共部門での雇用機会との関連を含め、多数派住民に有利な形で作用している。ローザンヌ少数派のメンバーは社会的差別のリスクに低水準ながら直面し、これは様々な外部要因が関わってくる時期に増大する可能性もある。

アレヴィ派

- 3.19 公式データがないため、アレヴィ派の人口規模推定は大幅に変動するが、最も信頼できる推定は1,000万人から2,500万人の範囲である。多数のアレヴィ派がクルド人でもあるが、推定数はやはり大幅に変動する(50万人から数百万人の範囲)。DFATの理解としては、クルド人のアレヴィ派は主にアレヴィ派を名乗る傾向が比較的強い。アレヴィ派はトルコ全土に幅広く分布する一方、アナトリアの中部及び内陸東部、イスタンブール及び他の主要都市に集中している。トゥンジェリ県がアレヴィ派の信仰の中心地で、住民は圧倒的に(95%)アレヴィ派である。普通のアレヴィ派は概して社会的にあまり目立たない姿勢を保ち、日常の服装を含め自分達の宗教的主体性を強調しない。実際、世論調査機関のピュー・リサーチ・センター(Pew Research Centre)が質問した際、自発的にアレヴィ派と名乗り出た回答者はわずか5%であった。
- 3.20 アレヴィ主義は中世に登場し、シーア派、スーフィー派、スンニ派及び地元の伝統を組み入れるイスラム教の異端宗派である。アレヴィ派信者は主流派のイスラム教徒と同じイスラム教のテキストを読むが、礼拝の場はモスクではなくジェメヴィ(cemevi)という礼拝堂である。男女が隣り合って祈祷し、アラビア語ではなくトルコ語で礼拝し、1日5回祈祷することは期待されない。ほとんどのアレヴィ派が自分達の信仰を別の宗教と見なす一方、一部はシーア派又はスンニ派と名乗る、或いはアレヴィ派としての主体性を宗教的ではなく文化的な意味合いで捉えている。アレヴィ派はほとんどが世俗主義で、宗教と政治の厳格な分離を支持する。アレヴィ派の人々によると、彼らは概して当局から干渉されることなく宗教儀式を行ったり宗教的祭典を祝ったりすることができる。
- 3.21 トルコ国家はアレヴィ主義を別個の宗教と認識せず、アレヴィ派をイスラム教徒と捉えている。ジェメヴィは国家レベルでは公式の礼拝所として認識されず、またモスクとは異なり、建設又は保守を支える公的資金の拠出を受けない。ECHRは2015年4月、トルコ政府はアレヴィ派の礼拝所及び宗教指導者を認識しないことにより欧州条約に違反している、という裁定を下した。2018年11月、最高上訴裁判所(Supreme Court of Appeals)は、ジェメヴィはモスクと同じ便益を、公共料金免除を含め、享受すべきである、という裁定を下した。一部の地方自治体、特にCHP指導下の自治体が、ジェメヴィの地位を認識することを投票で決定し、公共料金の負担に合意した。2015年からの他のECHR判決では、アレヴィ派指導者に限り自分達のコミュニティが帰属する信仰を決めることができ、またアレヴィ派の生徒はスンニ派のイマームが実施する義務的な宗教教育授業を免除されるべきである、という裁定を下した(「教育」参照)。一部のアレヴィ派の主張によると、授業ではアレヴィ派の生徒に自分達固有の信仰について不適正な情報を教えるため、後で親が家庭でそのような情報を訂正しなければならない。複数のアレヴィ派コミュニティ代表者がDFATに語ったところによると、ECHRの判決はまだ実施されていない。
- 3.22 アレヴィ派は、特にアレヴィ派の代表者を多数擁するCHPと共に、政治の世界で際立った役割を果たしてきた。アレヴィ派はほとんどがCHPを支持する一方、AKPを含む他の政党でも議会での代表参加を達成してきた。アレヴィ派(又は他の宗教的少数派)が公共部門で就職すること又は軍隊に入隊することを妨げる法律はない。一部のアレヴィ派が、宗教的主体性を理由に公共部門での昇進を否認されてきたと訴えている。DFATは、軍におけるアレヴィ派クルド人の処遇に関連する具体的な情報を全く持っていない。
- 3.23 アレヴィ派コミュニティは過去に著しい社会的暴力に苦しんだが、DFATは、ここ数年間でアレヴィ派コミュニティの人々が著しい社会的暴力を受けたという事例を全く把握していない。2019年、複数のジェメヴィ及びアレヴィ派の墓地や祭壇が破壊され、軽蔑的な文言と併せた落書きで覆われ、赤い「X」のマークを塗られた。他の宗教的少数派同様、アレヴィ派は時々、国営メディアにおいて否定的な描写の対象とされ、低レベルではあるが暴力を示唆する社会的脅迫を受けてきた。
- 3.24 **DFAT**の評価としては、アレヴィ派は低レベルではあるが公的及び社会的な差別に直面している。彼らは別個の宗教としての公式な認識の恩恵に与らない一方、概して自由に礼拝し、政治を含むトルコでの生活のほとんどの分野に参加することができる。クルド人アレヴィ派は、アレヴィ派を名乗るに留まっておけば、宗教に基づく余計な差別に直面することはない。

他の未公認宗教集団

- 3.25 未公認宗教集団(バハーイー教教徒、ヤジディ教徒、及びプロテスタントやエホバの証人などキリスト教徒集団を含むがこれらに限定されない)は、学校運営、礼拝所の公式登録、又は国から没収された財産の返還要求との関連で、ローザンヌ少数派と同じ権利を与えられない(「公認宗教集団(「ローザンヌ少数派」)」参照)。未公認宗教集団は概して当局者から干渉されることなく宗教的サービスを行うことができるが、滅多に新たな礼拝所を登録できない。2019年から2020年にかけてずっと、トルコで暮らす多数のプロテスタントの外国人が、国家安全保障上の嘘の理由で在住許可を取り消されてしまい、これについて地元の複数の教会代表者が、信仰を実践する能力を制限する効果があったと主張している。彼らの公共部門での就職や昇進の機会は、ローザンヌ少数派のメンバーと同等である。DFATは時々、未公認宗教集団の所有財産に対する破壊行為や、聖職者に対するテキストメッセージ、ソーシャルメディア投稿及び電子メールを通じた脅迫に関する報告を受けている。警察はそうした脅威への対応策として保護を提供してきたが、一部のコミュニティの主張によると、警察の対応は必ずしも十分でない。
- 3.26 **DFAT**の評価としては、未公認宗教集団のメンバーは低レベルではあるがローザンヌ少数派やアレヴィ派と同等の公的及び社会的な差別のリスクに直面している。

個人的地位に関する法律

- 「民法 (Civil Code)」(1926年)は、結婚、離婚及び児童福祉を含む個人的地位の事案に 関連する法律の一次的源泉である。民法規定は宗教を問わず全てのトルコ市民に適用される。民法 及び関連規制は全ての結婚を統括し、法律では公式(民事)結婚のみ認識する。一夫多妻制は、2 年以下の懲役に処せられる刑事犯罪である。トルコには、異性又は同性のカップルいずれについて も民事上のパートナー制度がない。民法第132条では、元既婚女性が再婚するには以前の結婚の解 消日後,300日間の待期期間を経なければならないと定めている。DFATの理解としては,男性には 適用されないこの条項は、女性が以前の結婚からの妊娠中に再婚しないことを確保し、その結果、 新たな夫が自分の子ではない子を育てなければならないという状況を防ぐことを意図している。合 法的結婚年齢は男女ともに18歳であるが、17歳でも親又は後見人の同意があれば結婚する許可が与 えられる場合があり、16歳は親又は後見人の同意と裁判所の決定があれば結婚できる場合がある。 女子の未成年結婚はよくある。UNICEFのデータによると、女子の1%が15歳までに結婚し、15%が 18歳までに結婚している。2016年及びその後2020年に、トルコ政府は児童虐待を働いた男性につい て、被害者と結婚すれば有罪判決を取り消してもらう機会を与えるという法制を提案した。この法 案は最初の審議で可決されたものの、一般市民から大規模な怒りを買った後、議会から撤回された。 2018年、宗教問題局は、女子はイスラム法の下で9歳から、又は思春期を迎えたら結婚してよいと いう提言を出したが、まだこの立場を法制化の試みによって進めてはいない。複数のNGOの報告に よると、早期結婚は、女子が性行為(強姦を通じたものを含む)を行った後で当人の「名誉」を回 復させる手段として,保守的な農村部で見受けられる。
- 3.28 2017年11月,議会はイスラム教徒聖職者が民事結婚式を執り行うことを認める法律を可決した。以前は,家族問題総局支部に所属する国家公務員のみ,その権限を与えられていた。法律の支持者は,法改正は単に宗教的に従順な市民がもっと結婚しやすくするために為されたのだと論ずる一方,反対派は,法改正は世俗主義社会に保守的なイスラム教の価値観を押し付ける,より広範な運動の一環であると強く主張した。
- 3.29 法律第4721号の第161条から第166条では、離婚する場合の根拠を指定している。離婚する場合の一般的根拠の例として結婚の破綻、別居に基づく離婚、及び合意の上での離婚が挙げられる。離婚の特別な根拠は具体的事実に基づき、例として精神病、姦淫、残虐行為、家庭放棄(6か月を超える期間)、刑事上の有罪判決及び中毒が挙げられる。
- 3.30 親の親権は子の出生と共に始まり、子が18歳になるまで続く。両親が結婚している場合、両者が子の親権を持つ。両親が結婚していない場合、民法第337条により自動的に母親が出生時点

から子の親権を与えられる。離婚の場合,裁判官が両親のどちらかに親権を与え,決定の基礎は,たとえ両親が公証人の合意を得ていても子の最善の利益に基づいて下される。トルコの法律では合同親権を認めていない。裁判所は典型的に,幼い子の親権を母親に与え,子の希望が考慮されるのは8歳以降に限られる。裁判官は子の援助を,両親の財政状況や,子の年齢とニーズに応じて決定する。標準的な形式は適用されない。子の扶養は子が18歳になると自動的に終了する。

3.31 相続に関する主な法律は、民法、「国際私法・手続法の規則に関する法律(Law on Code of International Private and Procedure Law)」(2007年)及び「民事訴訟法(Code of Civil Procedure)」(1927年、頻繁に改正される)である。平和裁判所(Civil Court of Peace)及び第一審裁判所(Court of First Instance)が、相続問題を扱う主要な裁判所である。手続完了までの所要期間は予測不能で、事案の複雑さと裁判所の審理件数に左右される。トルコの法律では、親族の利益のための不動産処分に制限を課し、誰かが相続を受けることを禁ずるのは困難である。トルコは適度な相続税を、資産の種類や不動産の総規模に応じて1~30%の範囲で課す。

宗教に対する冒涜/中傷

3.32 刑法第216条3項では、或る集団の宗教的信念を公然と軽蔑する者は、係る行為が公共の平和に対して潜在的リスクを引き起こす場合、6か月以上1年以下の懲役に処せられ得る、と定めている。2014年から2016年にかけて一連の訴追(2016年に預言者モハマド(Prophet Mohammad)を描いたフランスのシャルリー・エブド(Charlie Hebdo)の漫画を再版した複数のジャーナリストを含む)が起こった後、近年では申し立て、訴追及び有罪判決の件数が著しく減ってきた。2020年、当局は或るCHP当局者を第216条3項の下、イズミールのモスクのスピーカーシステムに複数のハッカーが侵入してイタリア語の抗議音楽を流したというチャオ・ベラ(Ciao Bella)事件の後、ソーシャルメディア投稿を共有した容疑で訴追しようとした。検察官は後に容疑の基礎を、より広範な「公衆の憎悪の扇動」容疑に切り替えた。メディアはこれについて、第216条3項の罰則が比較的軽く、当局者の再拘留を認めていないことが理由であると推測した。孤立的なチャオ・ベラ事件を除き、DFATは当局が冒涜罪を政治的な形で利用していることを示唆する証拠を全く把握していない。

政治的意見 (実際又は帰属)

3.33 憲法には、政治的意見、集会及び表現の自由を保証する条項が多数あるが、これらの条項のほとんどが、国家安全保障上の根拠に基づく、法律によるこれらの権利の制限を認めている。トルコは、多様な政治的見解やイデオロギーが議会、他の政府レベル及びコミュニティにおいて反映及び表明される社会を維持している。トルコ市民が政府に対して個別又は集団で反対意見を表明する能力に対する制限が、特に非常事態宣言下で著しく増え(「非常事態」参照)、その後、規定の多くが正式化された。フリーダム・ハウス(Freedom House)は2020年に公表した「世界における自由」という報告書の最新版の中で、トルコを「自由でない」国に格付けした。

ギュレン運動

- 3.34 ギュレン運動は宗教運動としてトルコで1960年代に始まり、その基礎は、かつての急進的イスラム主義者説教師で、現在は米国に亡命中のイスラム教徒聖職者フェトフッラー・ギュレン(Fethullah Gulen)の説教に置かれていた。この運動は「ジェマート」(Cemaat、「コミュニティ」)又は「ヒズメット」(Hizmet、「奉仕」)としても知られ、数十年にわたり、宗教、教育及び社会関連の組織が関係する市民社会運動へと転換した。しかし、この運動を批判する人々は長年にわたり、この運動のカルト的、高度に秘密主義で非民主的な性質について懸念を表明してきた。
- 3.35 ギュレン運動には、目に見える正式な構造、一元的な階層又はメンバー構成を示す明確な証拠がない。報告よるとこの運動にはフェトフッラー・ギュレンを支持する活動家や助言者から成る内部サークルと、ギュレンの教えと運動の理想を支持する人々(大抵はギュレンの教育プログラムの卒業者)から成る外部サークルがある。中核からさらに離れた部分に、この運動に属する生産

物やサービスを使用してきた集団が存在するが(中核組織が知らない場合もある),他の面ではグループとのイデオロギー的又は政治的な繋がりはない。ギュレン運動は国際的に大きな存在感があり,支持者はオーストラリアを含め世界中で140か国に及ぶ。ギュレン運動はニュースワイヤーを運営し,複数の出版業者とテレビチャンネルを持ち,幅広い視聴者を有する。トルコ国内では,この運動の活動家が自律的な支部を中心とし,独自の対話団体や学校を有してきた。この運動はこれまで決して,組織として政治への関与を推進したり,独自の旗の下で議会に候補者を立ててこなかった。2016年7月のクーデター未遂の前,国際的観測筋はトルコ国内のギュレン主義者を数百万人と推定していた。

- 3.36 ギュレンは支持者に対して「誰にも自分の存在を気付かれることなく,あらゆる力の中心に到達するまで,システムの動脈内で動け」と告げるビデオが一般に出回った後,1999年にトルコを離れた。当局は国家の弱体化を企てたという容疑でギュレンを起訴したが,彼がトルコを離れた後,起訴を取り下げた。1970年代初頭以降,ギュレン主義者は自分達のネットワークを活用して,警察,司法機関及び諜報機関を含む主要な政府職に支持者を送り込んだ。観測筋は幅広く,ギュレン主義者が公務員試験の解答を盗み,これを若手の信奉者に試験に合格できるよう提供したと認識している。また,ギュレン主義者ネットワークが,複数の軍隊員がAKP政権の転覆を図ったという虚偽の容疑を掛けられて注目を集めた2008年と2010年の2件の裁判で証拠を捏造したことも幅広く認識されている。2011年,或る調査好きのジャーナリストが,複数のギュレン主義者高官が自分達の立場を利用して官僚機構内の世俗主義者を一掃しようとしていると申し立てた。
- 3.37 ギュレンとエルドアンは数十年にわたり政治的に同調してきた。しかし2013年12月、エルドアンはギュレンを、上級閣僚のうち数名に対する汚職疑惑の黒幕であると非難した。当局はギュレン運動と関係があると考えられた機関や個人を標的にし始め、多数の報道機関を閉鎖し、数千人もの警察官を解雇した。政府は2014年にギュレンの逮捕令状を発行し、そして2016年5月、ギュレン運動を公式に「フェトフッラー・ギュレンのテロ組織」(FETO)及び「並列国家構造」(PDY: Parallel State Structure)という名称の下でテロリスト組織に指定した。(エルドアンとAKPはしっかりと、ギュレン運動は文民と軍人の官僚機構内で並行する運動を展開していたと主張した。)
- 3.38 2016年7月のクーデター未遂後、政府は直ちに、転覆の企ての首謀者としてギュレンを非難した。「非常事態」のセクションで論じた通り、当局は非常事態宣言時の権限を行使して、ギュレン支持者と疑われた多数の人々(及び他の政敵)を官公庁、軍隊、警察、司法機関及び学術界から排除したほか、支持者と疑われた人々から私的資産を没収した。2年間に及んだ非常事態宣言の間、当局は135,144人の公務員を官僚機構の様々な部署から解雇し、5,705人の学者を解任した。解雇又は逮捕された人々のうち、実際にクーデター未遂に参加したとして告発されたのはごく少数で、判決はむしろ運動への参加容疑や、公務員の場合は不適切な公職就任という理由に基づいている。これまでに8万人もの人々が逮捕又は拘留され、約5,370人が、特にクーデター関連訴訟で審理され、1,524人が終身刑を言い渡された。2019年から2020年にかけてずっと、当局がギュレン支持者とされる新たな「クラスター」を特に軍隊と外務省において認めたことから、公務員の解雇が続いた。2019年、元外務省職員でギュレン支持容疑により警察に拘留された人々の失踪や拷問に関する信憑性のある報告が複数寄せられた。トルコ国家警察(Turkish Naitonal Police)はそれらの主張を否定している。
- 3.39 人権観測筋は、個人をギュレン運動に結び付ける明確な基準を政府が公表していないという懸念を表明した。一部の事例では、ギュレン運動との結び付きを示す唯一の証拠が、バイロック (Bylok) というメッセージ送受信アプリケーションの使用であった (「メディア」参照)。当局は他の逮捕や解雇の根拠を、アスヤ銀行 (Asya Bank、ギュレン運動との結び付きの容疑で政府によって閉鎖された)との金融取引、ギュレン運動と繋がる労働組合又は団体への所属、官公庁又は軍隊における急な昇進、ギュレン運動と関連する学校に子供を通わせたこと、警察又はシークレットサービスからの報告 (公表されない)、ソーシャルメディアでの接触やインターネット閲覧履歴の分析、或いは仲間又は周辺住民から寄せられた情報に置いた。逮捕者の多くは自分に不利な証拠を見ることができず、自分を弁護する機会も与えられなかった。解雇を再検討する目的で非常事態

慣行調査委員会(「<u>人権枠組</u>」参照)が設置されたが、これまでほとんど、元来の解雇決定を支持してきた。

- 3.40 当局は解雇された人々のリストを公表し、国の社会保険制度(SGK)の登録システム内で彼らにマーカーを付けたため、彼らは公共部門でも民間部門でも代わりの就職先を見つける可能性が著しく低くなり、社会的汚名を着せられる羽目になった。解雇された人々は所得を失い、医療保険や退職給付へのアクセスを含む社会的便益も失い、多くは旅券を取り消された(「<u>旅券</u>」参照)。様々な布告において具体的に、解雇された公務員は「15日以内に公営住宅から退去するものとする」と定めている。2016年7月以降、政府はギュレン運動との繋がりを理由に約1,000の事業所の財産を差し押さえ、又は管財人を任命してきた。これらの事業所は小店舗から上場企業にまで及び、価値は推定120億米ドルである。追放された人々の経験は一様でなく、追放された当局者が後に上級職に再任された例もあれば、民間部門で成功を収めた例もある。ギュレン主義者とされた人々の家族も、移動禁止および/または旅券押収を含め、影響を受けてきた。
- 3.41 DFATの評価としては、ギュレン運動参加を理由に告発された人々は、逮捕や訴追を含め、悪い意味で当局者の関心を引くリスクに直面する可能性が高い。一部の事例ではこれが正当化され、彼らが2016年7月のクーデター未遂に関与した、或いは不適切に公職に就いた又は公職を悪用したという、信憑性のある証拠が存在し得る。しかし一部の事例では、ギュレン運動参加を証明する負担が、信憑性のある証拠標準を満たさず、告発された人々は自身を弁護する能力を制限されてしまう。ギュレン運動参加を理由に告発された公務員は、適正手続を経ずに解雇され、多数の公的制裁措置に直面する可能性が高い。公式の償還請求へのアクセスは時間が掛かる。ギュレン運動参加を理由に告発された人々は、信憑性のある証拠が存在しなければ、特に自分の名前の公表を通じ、多大な社会的汚名や制限に直面する。

クルド人政治活動家

- 3.42 クルド人の利益を代表する政党は伝統的に、トルコ国家からの強い反対に直面し、政府は親クルド政党の多くを、PKKに支援を提供してきたという理由で違法であると宣言してきた。現在、主導的な親クルド政党はHDPと同党の地域提携政党である民主的諸地域党(DBP: Democratic Regions Party)である。HDPは2018年6月の大統領/議会選挙で争い、国がHDP票を抑止すべく多大な労力を費やしたにもかかわらず67議席を獲得し、また2019年の地方選挙では65の地方自治体で勝利を収め、うち18の地方自治体に限り現在もHDPの統制下にある(「政治制度」参照)。しかし、2015年7月に政府とPKK間の停戦が頓挫し、その後、南東部で紛争が再開して以来、当局はこれら2党が政治活動を行う能力をさらに制限してきた。
- 3.43 議会は前の会期中、クルディスタン(Kurdistan: クルド人の~)という言葉の使用を禁ずる細則を改正し、国会議員の免責を撤廃した結果、11人のHDP所属国会議員が議席を失い、その後9人が収監された。多くが依然、テロ行為を煽るプロパガンダの作成から警察官に対する口頭での威嚇に至るまで、様々な容疑で収監されたままである。元HDP指導者のセラハッティン・デミルタス(Selahattin Demirtas)は、裁判前拘留からの釈放というECHRからの指示があったにもかかわらず2016年11月から収監されており、2018年の大統領選挙中に自由に選挙運動を行うことができなかった。彼は十数件の容疑を掛けられ、合計すると懲役142年になると考えられる。
- 3.44 2019年の地方選挙の際、最高選挙管理委員会は、勝利を収めたHDP候補者を次席の与党候補者に差し替え、これは前者について、以前は推薦過程で承認していたものの、テロリズム関連の理由で資格を剥奪したためであった。2019年、ラジオ・テレビ最高評議会(RTUK: Radio and Television Supreme Council)は或るテレビ局に対し、議会でのHDP共同議長の発言を放送したとの理由で制裁措置を課し、BTKはHDPのツイッター(Twitter)アカウントをブロック対象ウェブサイトのリストに追加した。HDPの推定によると、2016年7月から2019年末にかけて、約4,920人の国会議員、党役員及び党員が、テロリズムや政治的発言に関連する様々な容疑で収監された。
- 3.45 **DFAT**の評価としては、親クルド政治活動家は、逮捕、監視、嫌がらせ及び訴追といった 形で公的な差別のリスクに直面する可能性が高く、これは選挙期間中だとさらに増大し得る。彼ら

は治安当局と超民族主義支持者の双方からの物理的暴力のリスクに直面する可能性も多少ある。リスクのレベルは高レベルの政治家や低レベルの活動家の場合と同等で、これは全国的に当てはまる。

政府を批判する人々:抗議者

- 3.46 憲法第34条では、非武装の平和的な会合及びデモ行進を事前許可なく開催する権利を保証する一方、この権利は国家安全保障及び公共の秩序を理由に法律によって制限される、と規定している。非常事態宣言の下、及びその後の立法機関の正常化により、この自由は厳しく制限されるようになり、特に政府に対する抗議集団が行使した場合がそうであった。「非常事態法(State of Emergency Law)」(2016年)の第9条と第11条によると、非常事態宣言中は閉鎖区域と開放区域における集会及びデモを禁止、延期又は許可取得義務を賦課するための措置のほか、集会及びデモの区域を決定、開示、監督し、解散させるための措置を講じることができる。非常事態宣言の前でさえ、抗議者は法的制限に直面し、即ち「デモ及び会合に関する法律(Law on Demonstrations and Meetings)」(1983年)では抗議活動を企画する委員会のメンバー全員に、イベントの48時間前までに署名済みの宣言書を地区首長に提出するよう要求しており、また「警察の権限と義務に関する法律、他の法律及び布告を改正する法律(Law Amending the Law on Powers and Duties of the Police, Other Laws and Decrees)」(2015年)では警察が検察当局に相談することなく抗議者を拘留することを認め、デモ中に顔を完全又は部分的に隠す抗議者には懲役5年を科している。
- 3.47 2019年から2020年にかけてずっと、政府は多数のデモを国家安全保障上の理由で先んじて禁じ、多くの場合、予定されていた抗議の開始前に、関係者と考えられる人々を拘留した。トルコの人権協会(Human Rights Association)が2019年に申し立てたところによると、警察が962件のデモに介入し、警察が抗議を解散させようとしていた間に2,800人が殴打されたり、不必要な武力行使を受けた。治安部隊も(2019)年中ずっと、抗議を阻止する目的で、象徴的な日に代表的な集会場所を先んじて封鎖した。
- 3.48 2019年と2020年,警察は3月8日の国際女性デー(International Women's Day)にイスタンブールで数千人が参加した行進に対し,このイベントは以前の数年間は平和的に進行していたにもかかわらず,解散させる目的で催涙ガスを使用した。対照的に,2019年のメーデー(May Day)抗議集会は,通常は破壊的であるものの,全国で平和的に開催されたが,2020年に再び禁止された。警察は2019年に,環境問題に関する抗議を試みていたアンカラの中東工科大学(Middle East Technical University)の学生に対しても著しい武力を行使した。選挙期間中,AKPや主要野党のCHPは概して大規模公共集会の開催を許可されるが,クルド系のHDPや小規模政党は通常,集会開催を禁止される。
- 3.49 **DFAT**の評価としては、批判者が政治的デモを通じて政府の政策に抗議する能力は、非常事態宣言中に導入され今なお有効な様々な措置によって著しく低減されてきた。敏感な争点について抗議しようとする人々は公式許可を否認されると考えられ、事を進めれば治安部隊による武力を伴う応答に直面する可能性がある。

政府を批判する人々:名誉棄損

3.50 刑法の複数の条項においてトルコ国家、その象徴及び代表者に対する名誉棄損(「侮辱」と定義される)を禁じている。第299条1項ではトルコの国民、国家又は大国民議会に対する侮辱について6か月以上3年以下の懲役刑を適用し、第299条2項では同じ刑罰を、政府、司法機関、軍隊又は治安組織を公然と貶める者に適用する。第300条1項ではトルコ国旗を引き裂いたり燃やしたりすることによって公然と貶める者に1年以上3年以下の懲役刑を適用する一方、第300条2項では国歌を公然と貶める者に6か月以上2年以下の懲役刑を適用する。第300条3項では、トルコ市民が外国で犯罪を犯した場合、処罰が3分の1追加されると定めている。第125条3項では、公務執行を背景に公務員を侮辱した者に3か月以上2年以下の懲役刑を適用する(第125条1項の下で処罰され得る)。第125条5項では、侮辱の対象が委員会として働く公務員である場合、全ての公務員に対する犯罪と見なされ、相応に処罰されると定めている。第299条1項では、大統領を侮辱した者に1年以上4年以下

の懲役刑を適用し、公の場での侮辱罪の場合は処罰が6分の1追加となる。第130条1項では、故人の記憶を侮辱した者に罰金又は3か月以上2年以下の懲役刑を適用し、公の場での侮辱罪の場合は処罰が6分の1追加となる。第130条2項では、故人の身体又は骨について侮辱的発言を行った者に3か月以上2年以下の懲役刑を適用する。

- 3.51 近年,当局はジャーナリストや未成年者を含む数百人もの人々を,国家機関を侮辱したとして名誉棄損容疑で起訴してきた。エルドアン大統領は第297条の下,歴代の大統領よりかなり多くの訴訟を起こしてきた。報道によると,エルドアンは2014年8月から2016年3月にかけて,第297条の下で1,845件の訴訟を起こした。人権協会によると,2019年中,36,664人が第299条と第301条の下で捜査を受け,うち6,131件が刑事事件へと進み,11,337件は初期の捜査以降は進まなかった。報道によると,2016年から2019年にかけて,大統領侮辱罪による有罪判決が13倍に増えた。
- 3.52 訴訟はほとんどがジャーナリストに適用されてきたが、著述家、政治家、アスリート、学生、学者及び学童を相手取って起こされた訴訟もある。2018年7月に起きた或る有名な事件では、ケマル・キリクダログル(Kemal Kilicdaroglu)というCHP指導者が、エルドアンと彼の家族が国外送金していたと主張した後、名誉棄損により有罪と認定され、359,000トルコリラ(当時のレートで10万豪州ドル)という記録的な罰金の支払を命じられた。別の事件では、2019年7月、或る歌手が歌の中で大統領を侮辱したとして懲役11か月を言い渡された。2020年5月、或るCHP若手指導者に対し、当人が17歳であった当時に行った7年前のソーシャルメディア投稿を理由に「公務員侮辱罪」での逮捕令状が出された一方、4月には80歳の男性が単にフェイスブック(Facebook)上の侮辱的とされる投稿に「いいね」を押しただけで拘留された。
- 3.53 第299条の下で起訴された事件はほとんどが、結果的に懲役刑にはならないが、多くが裁判前拘留に時間を費やしてきた。人権観測筋の主張によると、第299条の行使は威嚇の環境を生み、自己検閲の奨励によって表現の自由を大幅に制限してきた。
- 3.54 **DFAT**の評価としては、政府が名誉棄損関連法を積極的に行使してきた結果、批判者が政府の政策に抗議する能力が制限されてきた。特に、大統領を個人的に批判したと認知された人々は、懲役刑に繋がり得る訴追及び有罪判決のリスクに直面する可能性が高い。

利益集団

人権擁護者

- 3.55 憲法第33条では結社の権利を保証しているが、この権利を国家安全保障上の理由で法律によって制限することを認めている。トルコでは複数の組織が人権を唱道し、他にも様々な市民社会活動を行っている。これらの集団はウェブサイトを含め公的プロファイルを有し、トルコ語と英語で報告を公表するが、これらの報告は政府に対して極めて批判的なことが多い。しかし、非常事態宣言及びその後の永続的な法制の下で講じられた措置により、これらの組織が機能する能力が著しく制限されてきた。多数の人権擁護者が、活動を完全に止めてしまった、或いは報告の自己検閲を含め、活動を著しく縮小してきた。国際的人権観測筋は、人権モニタリングの低減に加え、治安部隊への広範囲に及ぶ付加的権限の付与(「非常事態」参照)の結果、人権侵害の可能性が増大しているという懸念を表明してきた。
- 3.56 OHCHRによると、2018年3月時点で、政府は緊急布告を通じ、人権団体、人道支援団体、弁護士会、財団及び他のNGOを含む1,719の組織を恒久的に閉鎖していた。政府は多数の人権擁護者を、ギュレン運動やPKKを含むテロリスト組織への参加容疑で訴追してきた。近年、多数の著名な活動家が逮捕され、長期間に及ぶ複雑で相互に連動する法的手続の対象になっている。著名な人権活動家兼慈善家のオスマン・カヴァラ(Osman Kavala)が2017年10月、ジョージ・ソロス(George Soros)と繋がりのある国家転覆計画に参加したという容疑で拘留された。彼は2020年2月

に無罪放免となったが、結局同日に軍事スパイ関連容疑で再逮捕された。この法的操作はカヴァラ

を裁判前拘留から釈放せよというECHRからの命令の回避を試みたものと考えられる。同様に、アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)のタネル・クルチ(Taner Kilic)は2020年7月、或る「テロ組織」のメンバーであるとして有罪判決を受け、6年超の懲役刑を言い渡された。他にも3人の著名な人権活動家が彼と同様のテロリズム犯罪容疑で有罪判決を受けた一方、7人が無罪放免となった。

- 3.57 COVID-19のパンデミックの渦中、トルコは過密な刑務所内でのウイルス拡散を阻止すべく、 広範囲に及ぶ受刑者赦免を法制化した。多数の暴力的犯罪者が釈放された一方、人権擁護者や他の 人々は多様なテロリズム及び国家安全保障関連の罪状で起訴され、刑務所に留まることを要求され た。
- 3.58 治安部隊は宗教的及び文化的少数派,女性,統一主義者,そしてレズビアン,ゲイ,バイセクシャル,トランスジェンダー及び/又はインターセックス (LGBTI) コミュニティを擁護する集団の活動を綿密に監視している。刑事訴追とは別に,多数の人権擁護者が当局者による嫌がらせ,監視,威嚇,脅迫,起訴されないままの長期間に及ぶ拘留,及び移動禁止を報告している。人権擁護者や他の市民社会活動家に法的支援を提供する弁護士も,同様の処遇に直面する。
- 3.59 DFATの評価としては、人権擁護者は逮捕、監視、嫌がらせ、訴追、及び国外渡航の阻止といった形態での当局者による差別のリスクに直面する可能性が高い。このリスクは、文化的、宗教的及び性的少数派の権利や労働者の権利に取り組む人々の場合、特に高くなる。

メディアとインターネット

- 3.60 憲法の複数の条項で、表現の自由とメディアの自由を保証している。第26条では、市民は自分の考えや意見を言論、記述又は絵画で、或いは他の媒体を通じて表現及び流布する権利を有する、と定めている。この権利には、政府当局から干渉されることなく情報やアイデアを受け取ったり伝達したりする自由が含まれる。第28条では、報道は自由であり検閲を受けないものとすると定め、また報道の自由と情報の自由を確保するために必要な措置が講じられるものとする、と定めている。しかし、いずれの条項も、これらの権利に対し、国家安全保障、公共の秩序と領土的完全性の維持を理由に法律で制限することを認めている。刑法、刑事的名誉棄損関連法及び反テロリズム法制における適用免除により、ジャーナリストが政府に批判的な見解を表明する能力、又は敏感なテーマを取り上げる能力が著しく制限されている。
- 3.61 人権観測筋によると、トルコにおけるメディアの自由は近年、特に2016年7月のクーデター未遂以降、大幅に悪化してきた。OHCHRの2018年3月の報告によると、当局は2016年末時点で160を超える報道機関をギュレン運動又はPKKとの繋がりの疑いで閉鎖していたとされる。報道から察するに、以来、この数は180超にまで増えたが、業界全体の整理統合やビジネスモデルの崩壊も、報道機関数の減少に寄与してきた。当局は多数のジャーナリストも逮捕し、その多くがテロリズム関連容疑に直面している。ジャーナリスト保護委員会(CPJ: Committee to Protect Journalists)の2019年版報告書によると、トルコは47人のジャーナリストを収監しているが、2018年の68人からすると減った。CPJの主張によると、十数名が依然、裁判や上訴に直面している。拘留中のメディア労働者の大多数はPKK又はギュレン運動との繋がりを疑われて拘留されている。複数の国際的ジャーナリスト唱道団体によると、トルコで収監中のジャーナリストの数は世界で最も多い部類である。
- 3.62 2018年3月, ECHRは、クーデター未遂後の2人の著名ジャーナリストの暫定的拘留は必要でも相応でもない、という裁定を下した。トルコ当局はこの裁定を遵守せず、2人に対する司法手続を続行した。これらジャーナリストの1人、メフメト・アルタン(Mehmet Altan)は、憲法裁判所が以前に当人の釈放を命じていたにもかかわらず、クーデターに関与した容疑で2018年2月に終身刑を言い渡されていた。2018年6月、アルタンは控訴審で刑務所から釈放された。彼の兄(又は弟)は2019年11月に釈放されたが8日後に再逮捕され、この事件はまだ続いている。
- 3.63 政府は特に、クルド語の報道機関で働くジャーナリストを標的にし、緊急布告により民間のクルド語の新聞、テレビチャンネル及びラジオ局がほぼ全て、国家安全保障上の理由で閉鎖され

た。当局は、クルド系報道機関に現在所属又は以前所属していた複数のジャーナリストを、PKKとの繋がりの疑い又は「テロリストのプロパガンダの拡散」を理由に訴追又は拘留してきた。多数のクルド人ジャーナリストが、南東部で活動する者を含め、国家当局から脅迫、物理的暴力及び刑事捜査を受けたと報告した。南東部でPKKに反対する発言又は政府を支持する発言をした複数のジャーナリストが、PKKからの威嚇や脅迫に直面してきた。当局は敏感な争点、特に南東部での紛争やギュレン運動の捜査を取材するジャーナリストも、テロリズム関連の容疑で起訴してきた。

- 3.64 複数の反政府ジャーナリストも、自分達の仕事との関連で、脅迫、強制捜索、時には物理的攻撃を含め、威嚇及び他の圧力を受けたと報告した。複数の政府高官が、エルドアン大統領を含め、批判的報道への応答としてジャーナリストを口頭で名指しで攻撃してきた。一部のジャーナリストの報告によると、彼らは報道が政府に批判的と見られた場合、失業したり、又は自分の報道の検閲を要求されたりした。一部のジャーナリストの報告によると、彼らは外国の特派員と一緒に仕事をするのを回避又は止めるよう編集者から圧力を受けているとのことであった。人権観測筋の主張によると、そうした圧力が自己検閲の雰囲気に寄与している。トルコ出版社協会(Turkish Publishers Association)によると、出版業者は、政府批判、卑猥な内容又は親クルド的内容を含め、法的措置の誘因になるおそれのある著作物を避けることによって自己検閲を実践することが多い。一部の著述家や出版業者は名誉棄損、中傷、猥褻、分離主義、テロリズム、転覆、原理主義及び宗教的価値観の侮辱といった理由で訴追に直面したきた。
- 3.65 人権観測筋は、親政府派の事業体による独立系報道機関の買収増加に関する懸念を表明してきた。2018年3月、独立系の大手メディア企業、ドガン・ホールディングス(Dogan Holdings)は、自社のメディア資産を政府系事業グループに売却する意向であると発表した。ドガン・ホールディングスの資産には売上上位を占める2つの新聞、ヒュッリイェト(Hurriyet)とポスタ(Posta)、及び2つのテレビ報道チャンネル、カナルD(Kanal D)とCNNトルコ(CNN Turk)が含まれ、これらは日常的に批判的発言や独立的発言のためのプラットフォームを提供していた。エルドアン大統領は反政府寄りのこのグループを繰り返し告発してきた。売却以降、親政府派の複数の事業グループが視聴率上位10のテレビチャンネルのうち9チャンネルと、最も読者数が多い新聞10紙のうち9紙を所有している。政府寄りの人物によるこの所有権の集中は、テロリスト事件が発生した場合に当局が報道機関を検閲することを可能にする権限を当局が行使又は執行する必要性がほとんどなくなることを意味する。
- 3.66 2017年2月、政府は緊急布告を発出し、最高選挙管理委員会から、トルコの主要政党に平等なアクセスを与えることを放送事業者に要求する平等の原則に違反した民間のラジオ局やテレビ局に罰金を科す権限又は業務を中断させる権限を剥奪した。この布告は、トルコにおけるメディア多様性の欠如の増大と相まって、2018年6月の大統領選挙と議会選挙に向けた様々な政党のキャンペーンを取り上げた親政府派の報道が圧倒的に多かったことに反映された。国境なき記者団(Reporters Without Borders)によると、2018年5月、公共放送局のTRTのニュースチャンネルが68時間をAKPに、7時間をCHPに充て、正道党には12分しか充てず、HDPに至っては全く報道しなかった。12の国営及び民営のテレビチャンネルが選挙マニフェストにおけるAKPの発表を取り上げた一方、他の政党の同様のイベントを取り上げたチャンネルはなかった。
- 3.67 インターネット普及率は近年上昇し続けており、トルコでインターネットにアクセスできる世帯の割合は2019年半ばの時点で88%であった。電気通信セクターに関する基本的な法律では政策立案機能と規制機能を分けており、運輸・海事・通信省(Ministry of Transportation, Maritime Affairs, and Communications)が政策立案を担当する一方、情報通信技術庁(BTK:Information and Communication Technologies Authority)は政府が任命する委員から成り、規制を担当する。「インターネット法(Internet Act)」(2007年)では当局がインターネットのコンテンツや電気通信網へのアクセスを制限することを認め、当局は日常的に個人のオンライン活動を監視している。2019年8月、トルコ議会は新規制を承認し、この規制ではRTUKが全てのオンラインコンテンツを監督することを認め、オンライン配信業者には放送免許の取得を義務付けている。これらの措置が導入された際に複数の権利団体から重大な懸念が寄せられたものの、実際にはまだ幅広く用いられていないと見られる。

- 3.68 政府は数年間、インターネットのアクセス、コンテンツ及び使用を厳しく制限してきた。トルコ当局はウェブサイトをブロックする際、裁判所の承認を必要としない。ユーチューブ(YouTube)など大手プラットフォームは大抵、特定のコンテンツを排除する旨の指示を遵守し、遵守しない場合、トルコ当局は指示が守られるまでプラットフォーム全体をブロックする意思を示してきた。例えば、トルコは2017年4月から2020年1月までウィキペディア(Wikipedia)をブロックしたが、理由はこのプラットフォームが、国が後援するテロリズムに関する記事におけるトルコへの言及を削除せよというRTUKの指示に応じなかったためである。トルコの憲法裁判所は、ECHRからの命令により、このプラットフォームの完全ブロックが表現の自由の侵害に当たるかどうか評価した。
- 3.69 フリーダム・ハウスの2019年版「ネット上の自由」という報告書ではトルコをインターネットの自由に関して「自由でない」国に格付けした。トルコの表現の自由協会(Freedom of Expression Association)からの2018年版ウェブ報告書によると、トルコでは2018年末時点で245,826のウェブサイトがブロックされていた。政府は日常的に、フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ及びワッツアップ(WhatsApp)など著名なソーシャルメディアへのアクセスを、国家安全保障上の理由で、例えば2020年2月にシリアのイドリブでトルコ軍部隊が攻撃を行った後などに一時停止させた。当局は習慣的に、緊張が高まると、特に南東部で、インターネットやモバイルサービスへのアクセスを遮断してきた。当局は日常的に、政府を「侮辱する」ソーシャルメディア投稿を理由に人々を拘留し、訴追している(「政府を批判する人々:名誉棄損」参照)。2020年3月、政府は400人をCOVID-19に関する「挑発的」投稿を理由に逮捕した。
- 3.70 2016年7月のクーデター未遂の直後、数千もの人々が、暗号化されたバイロックというメッセージ送受信アプリケーションを利用したことを理由に逮捕又は拘留された。政府の申し立てによると、このアプリケーションはギュレン運動のメンバーしか使っていなかった(「ギュレン運動」参照)。多数の事件において、バイロックの使用は、ギュレン運動への支援又は参加の疑惑について引き合いに出された唯一の証拠であった。2017年12月、アンカラの検察当局は11,500人近くがバイロックのアプリケーション使用のかどで誤って告発されていたと認め、これは或るギュレン主義者が書いた別のアプリケーションを当人がダウンロードした後、知らない間に携帯電話からバイロックのサーバーにアクセスしていたことが原因であった。この認定は、テロリズムとの繋がりを疑われて逮捕されていた1,000人近くの被拘留者が釈放される道を開いた。
- 3.71 2020年7月、トルコ議会は、ソーシャルメディアに対する政府の統制権を強化すべく考案された法案を可決し、これは特に、トルコにおけるフェイスブック、ネットフリックス(Netflix)など大手のソーシャルメディアやオンライン娯楽の利用者にとって意味合いがある。この法案では、フェイスブック、ツイッター及びユーチューブなど、毎日の利用者が100万人を超えるソーシャルメディア・プラットフォームに対し、トルコに事務所を開設するよう強制し、これらの国際企業が拒否する場合はサイトの帯域幅の速度低下や全体的なアクセス遮断など、厳格な罰則を科すことになる。批判筋の主張によると、この動きはトルコでの検閲強化に繋がると共に、自由な表現のために残された最後の空間の1つを封鎖しようとする試みである。この法制は2020年10月から施行される見通しである。本書刊行時点で、様々な国際企業が遵守すると予想される度合いは不明瞭である。

女性

- 3.72 憲法第10条では、全ての個人は性別を問わず、法の下で如何なる差別も受けることなく平等である、と定めている。2004年5月の第10条改正では、男女ともに平等な権利を有し、国家はこの平等が実際に存在することを確保する義務を負う、とする規定を加えた。女性は多くの分野でかなりの法的保護を享受し、例として個人的安全の保護、労働力への参加、及び女子の義務教育が挙げられる。結婚、離婚、相続及び子の親権は、ジェンダー平等を尊重する民法規定によって規制される(「個人的地位に関する法律」参照)。歴代のトルコ政府は、女性を差別する刑法及び民法の規定を廃止及び改革し、欧州標準に沿うものにしてきた。
- 3.73 しかし、いくつかの差別的条項がまだ根強く残り、刑法第287条では性器検査に関して、裁

判官又は検察官が処女性テストについて、たとえ対象者が同意しなくても認可することを認めている。「人口計画に関する法律(Law on Population Planning)」(1983年)に基づく「子宮除去及び避妊サービス実施規制(Regulation for the Implementation of Uterine Evacuation and Sterilization Services)」の第13条では、既婚女性は配偶者が認可する場合に限り妊娠中絶を行うことができる、と定めている。批判筋は、憲法第41条における、家庭はトルコ社会の基礎であり、配偶者間の平等を基本とし、国家は家庭の平和と福祉を確保するために、特に母親と子の保護が関係する状況において、必要な措置を講じ、必要な組織を設立するものとする、という規定も引き合いに出している。複数の女性権利唱道者が、政府は女性の権利を犠牲にして認知される「家庭の利益」を支持する政策や制度的取り決めを促進してきた、という懸念を表明した。2020年4月、「強姦犯と結婚しなさい」と付記された法案を巡って広域的なコミュニティ騒動が発生し、この法案は、14歳以上の少女と性行為をしたかどで告発された男性が被害者と結婚すれば処罰を免れることが可能になるというものであった。政府は2016年にも同様の法案の可決を試みていた。どちらの事例でも政府は法案を撤回した(「個人的地位に関する法律」参照)。

- 3.74 AKP政権が大学及び官僚機構と警察部隊の構成員を対象とするヘッドスカーフ禁止を撤廃した結果,以前は保守的な家庭出身の女性と少女が高等教育へのアクセスを獲得したり公人としての生活への参加したりすることの妨げになっていた障壁がなくなった。インターネットやソーシャルメディアの使用が普及したことにより,ジェンダー平等を取り巻く様々な争点の注目度と全般的な意識が高まった。
- 3.75 女性は政府、企業及び市民社会を含むトルコ社会のあらゆる分野に参加する一方、社会的、文化的及び宗教的な障壁が依然、参加を制限している。トルコに関する第7回定期レビューに対する2016年7月の回答の中で、CEDAWは家庭と社会における女性と男性の役割と責任に関する根深い差別的ステレオタイプが根強く残っていることについて懸念を表明した。これらの役割では女性の母親及び妻としての伝統的役割を重視することにより、女性の社会的地位、自律性、教育機会及び職業キャリアを損ねているほか、女性に対するジェンダーに基づく暴力の根本的原因にもなっている。CEDAWは、国家当局や社会の中で家父長制の姿勢が強まっており、「ジェンダー平等」又は「ジェンダー公正」という定義が曖昧な概念に焦点を当てる議論がますます公然とジェンダー平等を損ねてしまっている、という懸念を指摘した。政府高官は以前の数年間と比べると公的発言の中であまり差別的、屈辱的でなくなり、最近では女性の平等に関する様々なイニシアティブを擁護している。しかし、一部の観測筋の評価によると、政府は保守派の有権者からこうした取り組みを抑制せよという多大な圧力を受け、時には女性の大義を、特に「イスタンブール宣言(Istanbul Declaration)」などのメカニズムを通じて擁護することを後悔する場合もある。
- 3.76 2018年6月に行われた議会選挙では、有権者が600議席の議会に103人の女性を選出した。これはトルコ議会における女性数の最高記録に当たる一方、全議席に占める割合はわずは17.1%で、世界平均の22%を下回る。現在、総勢16人の内閣に女性が2人就任している。地方レベルでは状況が異なる。2019年の地方選挙では首長候補者のうち女性はわずか8%で、当選者に占める割合はわずか2.5%であった。世界経済フォーラム(World Economic Forum)の2020年世界ジェンダー格差(Global Gender Gap)指数では、トルコは153か国中130位であった。トルコの2019年の女性労働力参加率は34.5%であった。
- 3.77 ジェンダーベースの家庭内暴力はトルコの都市部でも農村部でも蔓延している。家庭・労働・社会サービス大臣(Minister of Family, Labour and Social Services)によると、近年の女性殺害件数は2019年に299件、2018年に280件、2017年に353件、2016年に304件であった。別のNGOは2019年の死亡件数を474件とした。女性に対する激しい暴力事件はメディアの関心と公衆の非難を集める一方、トルコではほとんどの人々が、より低レベルの暴力、例えば男性が公の場で妻を平手打ちするといった行為を、私事として許容する。「女性に対する暴力防止及び家庭の保護に関する法律(Law on the Prevention of Violence against Women and the Protection of the Family)」(2012年)では具体的にドメスティック・バイオレンスを刑事犯罪としていない。複数の女性権利唱道者の報告によると、保護命令は監視が不十分で、執行されることも希である。裁判所は大抵、未成年少女の強姦での有罪判決を含め、性的暴力の実行犯に寛大な判決を下し、裁判中に被国が「善良な振る舞い」

を実証すれば量刑が軽くなることも多い。2019年11月、トルコは「メルジャン(Mercan)」と呼ばれる、ドメスティック・バイオレンス対策に向けた新たな行動計画を立ち上げた。この計画には新たな法的措置、ソーシャルワーカー増員及び特別な「リスク分析モジュール」が含まれるが、批判筋によると、問題は当局が現行法の実施を怠ってきたことである。さらに、2020年8月、複数のAKP当局者がロイター通信(Reuters)に語ったところによると、彼らは女性に対する暴力の防止と対策に関する欧州理事会の2011年「イスタンブール条約(Istanbul Convention)」からの脱退の是非をもうすぐ決定する予定とのことであった。トルコの宗教集団や保守派集団は、この国際協定が伝統的な家庭の価値観を損ねていると強く主張している。

- 3.78 複数のNGOが頻繁に、女性の避難所における収容能力不足について意見を寄せた。暴力の防止とモニタリングを行う施設を設立するための法律規定では、暴力的関係から逃れたい女性に経済的、心理的、法的及び社会的支援を提供するための、国の資金による女性避難所を人口10万人につき1つの割合で要求している。米国国務省によると、2019年にトルコ全土で81の暴力防止センターがあり、各県に1つずつの割合であった。全国で144箇所の女性避難所があり、約3万人の女性に避難所を提供していた。ドメスティック・バイオレンス避難所の数は不十分で需要を満たしておらず、場所も適切でない。報告によると、人口500万人のアンカラに避難所が3つしかない一方、人口10万人以上の多数の都市に避難所がない。CEDAWの指摘によると、避難所は多くの場合、女性に夫と和解するよう求める、又は強制的に子供と離別させており、避難所の規則や手続が、暴力から逃げてきた女性にとってのアクセス性と利便性を制限してしまっている。政府は全国規模のドメスティック・バイオレンス・ホットラインを運営しているが、複数のNGOの主張によると、家庭内虐待の被害者にとってサービスの質が不十分である。
- 3.79 COVID-19が女性に対する暴力を著しく悪化させたきたという主張が複数ある。トルコ女性協会連盟(Federation of Women's Associations of Turkey)によると、同連盟が2020年3月に受けた家庭内暴行の報告は2019年の同時期に比べ80%増えた。過密状態の刑務所からのCOVID-19拡散を防ぐ目的で考案された法案では数万人の受刑者の釈放を承認しているが、一部の受刑者は暴力犯罪(ただし殺人又は強姦ではない)で有罪判決を受けた人々であった。批判筋は、これは特に、COVID-19に伴う外出禁止令が事実上、被害者を犯罪者と一緒に閉じ込める結果となった状況を踏まえ、女性に対する暴力の悪化に繋がるであろうという懸念を表明した。
- 2016年7月のCEDAWの報告書(入手可能な最新のもの)では、クルド人女性、特に南東部 で2015年に治安部隊とPKK間の紛争が再開して以来の両者間の暴力による影響を受けた女性の状況 について懸念を表明した(「治安情勢」参照)。CEDAWの指摘によると、自宅を追われた女性は 特に、住宅、教育及び保健サービスへのアクセスを含む様々な困難や、性的暴力及び他の暴力のリ スク増大に直面している。CEDAWはクルド人女性に対する嫌がらせ、性的暴力及び脅迫に関する 申し立てを文書化した。報告によると治安部隊は強姦又は殺害された民間人や民兵組織の女性の裸 の画像を、威嚇手段としてソーシャルメディア上で共有している。トルコ南東部の複数のコミュニ ティ代表者の主張によると、選挙で選ばれた代表者に代わり任命された受託者(「政治制度」参照) が女性用施設を、特に2016年初頭の治安作戦による影響を最も受けた地方自治体で閉鎖した。多数 のセンターがドメスティック・バイオレンスに苦しむ女性や児童を支援し、社会生活や政治的生活 における女性の関与を促進していた。複数のNGOによると、これらのセンターが閉鎖された結果、 クルド人女性がドメスティック・バイオレンスの状況の中で支援を求める可能性が低くなってしま った。彼らの主張によると、クルド人女性は警察による虐待や公の場での辱めを恐れ、自分達のコ ミュニティ外でドメスティック・バイオレンスについて話し合うのを躊躇する。報告によると、こ れらの女性は警察が関与するとクルド人男性の投獄がさらに増え、暴力の根底を成す文化的、社会 的及び経済的原因の解決に繋がらないという点も心配している。複数のNGOの主張によると、警察 は閉鎖されたセンターから秘密の個人情報を押収し、それを不開示の場所に保存しており、数千人 ものセンター利用者とその家族のプライバシーと安全を危険に曝している。
- 3.81 複数のNGOの報告によると、トルコで2019年に1件~31件の範囲で「名誉殺人」が発生した。親政府系メディアの報道によると、名誉殺人は数十年にわたりトルコを「悩ませて」きた。被害者がトルコ市民であったのか、或いは名誉殺人は国内の難民住民に発生したのか、不明である。

トルコでは名誉殺人は家庭の評判を損ねたと考えられた家族を罰する目的で実行又は命令された殺人と定義されている。評判を損ねたと見なされる行為の例として婚外性交渉,見合い結婚の拒否,家族が承認しない配偶者選択,強姦被害者になること,同性同士の性行為(「性的指向とジェンダー同一性」参照),又はリベラルな振る舞いと衣装が挙げられる。名誉殺人で有罪判決を受けた者は終身刑に処せられ得るが,複数のNGOの報告によると,裁判所は,怒り又は激情を含む様々な軽減要員を背景に,実際の量刑を軽減する可能性もある。

3.82 DFATの評価としては、トルコ人女性は社会的差別のリスクに直面し、その範囲は地理的場所や社会経済的レベルに応じて低いレベルから中程度の範囲と予想される。トルコ人女性がジェンダーベースの暴力を受けるリスクは中程度である。南東部在住のクルド人女性は付加的に、紛争関連の暴力を受けるリスクが低レベルから中程度の範囲である。トルコではほとんどの女性が、低レベルではあるが、職場やコミュニティへの参加を制限する形で作用する法制という形態での公的差別のリスクに直面する。

性的指向とジエンダー同一性

- 3.83 トルコでは同性同士の性行為を禁ずる法制はない。オスマン帝国は1858年にソドミー(男性同士の肛門性交)を刑事犯罪から外した。あらゆる性行為について同意の法定年齢は18歳で,これには同性同士の性行為が含まれる。トランスジェンダー者は合法的にジェンダーを変更できるが,医療報告に基づいて裁判所が許可を与えなければならない。合法的なジェンダーの再割り当ては当人が未婚のままで,手術と避妊処置を受けることが条件である。法制では,社会機関,政府省庁又は企業における性的指向又はジェンダー同一性に基づく差別を明示的に禁じているわけではない。法律ではLGBTI者について,他の人々が享受する一定の権利(結婚及び付随するパートナーシップの便益(例えば退職,相続,保険,社会保障及び死亡時における遺体へのアクセスなど)を含むがこれらに限定されない)を保証していない。
- 3.84 複数の人権団体の報告によると、警察は「公衆道徳に反する犯罪」、「家庭の保護」及び「不自然は性行動」に関連する法律規定を利用して、LGBTI者に対する嫌がらせを正当化してきた。報告によるとトランスジェンダーの性労働者に対する警察の嫌がらせは日常的で、大抵は賄賂を引き出すことが目的である。法制ではLGBTI者に対する憎悪犯罪を禁じていない。複数の人権団体の主張によると、これはLGBTI者を路上犯罪や全般的暴力に対して脆弱なまま残すものであり、これらの事件を追跡している或るNGOの報告によると2018年に62件の憎悪犯罪が発生し、これは以前の数年間と一致する状況である。刑法第29条では、被告が「不当行為」によって挑発されている場合、暴行又は殺人を含め、量刑の軽減を認めている。複数の人権団体の主張によると、裁判官は第29条を利用してLGBTI者の殺害事件での量刑を軽くしてきた。
- 3.85 LGBTIの問題や個人に対して強固な社会的タブーが存在する。しかし、カディール・ハス (Kadir Has) 大学が最近行った年次世論調査では、LGBTI者にとって平等な権利を支持する人々が 増えていることを示している。2020年、回答者の45%が、LGBTI者は平等な権利を有するべきであると考え、2019年の36%及び2016年の33%から増加した。2018年には、回答者の55.3%が近所に LGBTI者が居てほしくないと答えたが、2019年にはこれが46.5%に低下した。
- 3.86 親政府派のメディアや政府高官は、エルドアン大統領を含め、同性愛について頻繁に軽蔑的なコメントや声明を出す。COVID-19のパンデミックの間、宗教問題局の局長が断食説教の場で、イスラム教は同性愛を咎め、何故なら同性愛は病気をもたらすからであり、また毎年数千人がHIVに曝されている、と述べた。これらのコメントはエルドアン大統領及び数名の閣僚から支持された。
- 3.87 人権観測筋の報告によると、LGBTI者は職場で自分の性的指向又はジェンダー同一性を隠す必要性を感じることが多く、そうしない(又はできない)人々は否定的反響に直面する可能性がある。経済全体における高い失業率を背景に、LGBTI者は生計手段を失う不安から、差別について苦情を訴えることを躊躇してしまう。トルコの雇用法では、政府職員が「公務員の立場に相応しくない恥ずべき見苦しい形で行動している」と認定された場合に解雇を認めている一方、他の法律では未定義の「不貞」の慣行を刑事犯罪としている。人権観測筋の報告によると、雇用主はこれらの

規定を利用してLGBTI者を差別してきた。HIV/AIDSに対する社会的汚名は、多数のLGBTI者が、結果が自分にとって不利となる可能性を恐れてテストを回避するという状況に繋がる。

- 3.88 LGBTI者にとっての社会的状況は、居住地や社会経済的レベルに応じて大幅に異なる。多数のLGBTI者が公然と安全に、主要都市、特にイスタンブールでは比較的裕福な地域で暮らしている。一方、比較的貧しい農村部、特にアナトリアで暮らす社会経済的レベルが低い人々は、地元で支配的な、より保守的な価値観が原因で、公然と安全に暮らせる可能性が低くなる。ゲイの男性とレズビアンはいずれも、異性同士で結婚して子を産むことを求める多大な社会的圧力に直面する。
- 3.89 トルコではLGBTI者の権利と利益の促進に取り組む著名なNGOが、イスタンブール、アンカラ、イズミール、アダナ及び他の主要都市、そして比較的小さい都市や大学構内の非公式グループを含め、多数存在する。しかし、多数のNGOの報告によると、地主からの差別が原因で事務所空間を見つけるのが難しく、多額の罰金を示唆する脅迫の下での頻繁かつ厄介な監査という形での当局者による嫌がらせを受け、大学構内でグループを結成する許可を大学当局から拒否されてしまう。他の市民社会団体同様、複数のLGBTI団体が非常事態宣言下で運営上の制限の増大に直面し、結果として唱道活動を縮小する羽目になった。2017年11月以降、アンカラ県知事はLGBTIの公開イベント、例えば映画、演劇、討論会、インタビュー及び展示会などを禁じていたが、これは2020年4月にアンカラ行政裁判所(Administrative Court)によって違法と宣言された。しかし実際にはアンカラ及び他の多数の県でこの禁止が根強く残り、当局者は治安上の懸念を引き合いに出して個々の事例に応じて許可を拒否している。禁止が撤廃された後の数か月間、警察はプライド月間(Pride Month)集会を解散させる目的で放水銃、ゴム弾及び催涙ガスを使用した。当局は2015年以降毎年、公共の秩序と治安を理由にイスタンブールでのプライド行進を禁じてきた。この行進は以前、10年余りにわたり続き、数万人が参加しており、イスラム教徒の世界では最大のLGBTIイベントの1つであった。
- 3.90 LGBTIの受刑者や被拘留者は物理的暴力、嫌がらせ及び医療サービス拒否を受けやすい (「<u>拘置所での状況</u>」参照)。LGBTIの受刑者は、精神病又は身体疾患を理由に独房に移るために 健康診断を求めることが多い。一方、他のLGBTI受刑者は独房監禁の使用について、非人道的処遇 として不満を訴えてきた。
- 3.91 DFATの評価としては、LGBTI者(及びLGBTIと認知された人々)は中程度の社会的差別のリスクに直面し、これには暴力が含まれる場合もある。このリスクは地理的な場所、社会経済的レベル及び個人や家庭の状況に応じて変動し得る。性的特徴やジェンダーに関する、トルコ全土で依然として支配的な伝統的視点が、職場やより広範なコミュニティへのLGBTI者の参加を制限する要因になり得る。

兵役拒否者

- 3.92 憲法第72条では、兵役はトルコ国民全員の権利と義務である、と定めている。男性は21歳になると始まる兵役に備え、20歳の時点で登録するよう要求される。大学生は学業を完了するまで兵役を延期することができる。20歳~41歳の男性は徴兵に適格であり、6か月間の兵役に就かなければならない。2019年6月に導入された新法では、1か月間の軍事訓練の後、徴集兵が残り5か月間を31,000トルコリラ(2020年6月時点で6,640豪州ドル)の手数料を支払って買い上げることを認めている。これは新法導入後に召集された者に限り適用される。既に懲役から逃げたと見なされた者は新法と買い上げ制度を利用する資格がない。
- 3.93 兵役は若い男性の通過儀式と捉えられているが、金銭的理由以外での兵役の免除又は延期は可能である。大学生は学業を完了するまで兵役を延期することができ、潜在的徴集兵は医学的に不適切である場合、国外在住中の場合(ただし後にトルコに帰還したら手数料を支払わなければならない)、又は同性愛者であることが「証明」された場合、免除され得る。地元の情報筋によると、潜在的徴集兵は自身の兄(又は弟)が兵役中に死亡した場合も免除され得る。或る人物が医学的に職務に向かないことを証明するためのテストは厳格である。同性愛は心理社会的な病気と見なされ、軍が承認した医師による非侵襲的診断及び写真証拠の提出という2通りの形で証明されなければな

らない。身体障害を主張する場合、当人は障害が引き続き存在すること確認できるよう、適格期間中に2年おきに検査を受けなければならない。

- 3.94 軍当局は、当人が兵役に関する賠償責任又は義務が残っていないことを示す、兵役免除文書を発行する。そうした文書には、不適格の理由に関する情報は記載されない。兵役に不適格な人々は、困難を伴うことなく公共部門又は民間部門で就職できる。当局は兵役に関する高度な全国データベースを維持し、長期間にわたる兵役逃れをほぼ不可能にしている(「中央市民登録システム(MERNIS)参照」)。交通違反での制止など、当局との関わり合いが発生すると、個人の兵役記録の照合確認に繋がる可能性がある。加えて、生体認証式旅券(「旅券」参照)のバーコードが全国データベースと連動しており、つまり、当局は兵役拒否者がトルコに帰還したら特定することができる(「旅券」参照)。
- 3.95 政府は如何なる根拠であれ兵役を良心的に拒否する権利を認めていない。軍の募集支部に登録のため出頭しない者は罰金を科せられ、罰金は当人が徴兵から逃げたと当局が見なす期間中、科せられ続ける。回避年数が長くなるにつれ、罰金は増額となる。法律では兵役回避の刑罰として収監を認めているが、DFATの理解としては、これは実際に使われていない。トルコでは罰金の未払いは理論上、資産押収や給与及び年金の差し止めという結果に繋がり得る。実際、非常に多数の徴兵回避者が存在し、国はほとんどの事例についてフォローアップする能力が足りない。トルコでは刑務所は罰金未払いの刑罰として使用されていない。国外在住のトルコ人男性は、外国での就労許可を保有する間は兵役に就くことを要求されない。そうした許可を持たない者は兵役回避者と見なされ、帰国後にかなりの罰金を科せられる可能性がある。
- 3.96 DFATの評価としては、トルコ人男性は決して全員でないものの、ほとんどが兵役に就くことになる。兵役免除は可能であるが、個人の状況や社会経済的状況に大きく左右される。良心的拒否者及び兵役回避者は未払いの罰金を理由に当局からのある程度の嫌がらせに直面すると考えられ、また広範囲に及ぶ社会的便益や市民の権利へのアクセスを、場合によっては出国する能力も含め、制限される可能性がある。

4. 補完的保護請求

恣意的な生命の剥奪

超法規的殺害

- 4.1 トルコにおける不法又は超法規的な殺害が関係する事件の圧倒的多数は南東部での政府治安部隊とPKK間の紛争に関連するが、これは以前の数年間と比べ著しく減っている(「<u>治安情勢</u>」参照)。トルコ人権協会の報告によると、2019年中、38人が生命に対する権利の侵害を背景に亡くなり、29人が軍事攻撃中に国境地帯で殺害された一方、9人は制止警告に従わなかったために治安部隊によって殺害された、又は治安部隊の武器使用権限違反によって殺害された、或いは外出禁止令又は抗議活動に関連する攻撃中に殺害された。治安部隊は相対的に或る程度の刑事免責を伴って活動し、広義の「テロに対する闘い」に関係する多数の政府機関が訴追を免れる。
- 4.2 超法規的,略式又は恣意的な処刑に関する国連特別報告官が2015年5月の報告書(最新)の中で指摘したところによると,1990年代にトルコ南東部で国家当局者とPKK構成員の双方が犯したと疑われる数千もの未解決の殺害,拘留中の死亡及び強制失踪との関連で,ほんの一握りの審理しか進行していない。特別報告官は1980年代に遡る強制失踪被害者と違法民兵組織構成員の遺体を収容していると考えられている集団墓地の発見を巡る懸念を表明した。彼はさらに,その期間中の人権侵害被害者のための救済及び補償の権利に対する包括的アプローチの欠如を指摘した。

強制的又は非自発的失踪

- 4.3 2020年2月に開催された第120回会合の場で、強制的又は非自発的失踪に関する国連佐合部会(UN Working Group on Enforced and Involuntary Disappearances)は、トルコで新たに報告された強制失踪事例を伝達し、さらに2件を明らかにした。91件の事例が未解決である。これらの事例はほとんどがトルコ南東部で1992年から1996年にかけてPKK(「クルド人」参照)と政府治安部隊間の衝突を背景に起こった失踪に関連する。トルコの最新の事例は、2018年3月にアフリンの同盟武装集団と連携していたトルコ軍部隊によって逮捕されたとされる、シリア国民1名の失踪である。
- 4.4 国連作業部会は2016年3月にトルコを公式訪問した。この訪問後の国連作業部会の報告によると、トルコにおける強制的又は非自発的失踪の問題の次元の評価、或いは正確な数字の入手が難しく、これは政府がこの争点にほとんど対処していなかったためである。国連作業部会の指摘によると、トルコの法律には強制失踪の原因となる別の刑事犯罪の規定がなく、当局は事件を殺人、拷問又は恣意的な自由の剥奪として捜査する。国連作業部会の報告書での指摘によると、2件の強制失踪事件しか、結果的に実行犯への量刑の言い渡しに至らなかった。
- 4.5 国内外の複数の人権団体が、2016年7月のクーデター未遂後における、多数の外国も含めた強制失踪の増加に関する懸念を表明した。トルコ国内でのそうした失踪者の一部は、報告によると数か月間にわたり隔離拘留され、拷問を受けてきた。2018年4月に国営メディアが、ギュレン運動の幹部とされ、拘留された男性6人の写真を公表した。このメディアの主張によると、トルコとコソボの治安部隊間での合同作戦によって彼らがコソボで逮捕され、その後、トルコに送還された。後に報道を通じて分かったところによると、トルコ当局はこれらの男性をコソボ当局が知らない間に、又はコソボ当局の許可なくトルコに送還していた。同様の事件がモンゴルやアフリカ全域でも報告されている。例えばギニアでは、ギュレン主義者の学校から引き渡された複数の教員が、報告によるとトルコに帰還後に収監された。

拘留中の死亡

4.6 トルコ人権協会は、病気、自殺及び暴力に起因する2019年の刑務所での死亡を69件記録し、これはここ数年と比べ増加であった。2020年4月、複数の当局者が、3人の受刑者がCOVID-19により死亡していたことを追認した。司法省はそれ以外、如何なる種類の受刑者死亡に関するデータも公表していない。拷問及び他の残虐、非人道又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国連特別報告官の2017年12月の報告書での指摘によると、拘留中の死亡事例では通常、剖検が行われるが、それらが国際的な最低標準に従って実施されたか否かの評価は不可能である。

死刑

4.7 トルコは2002年に平時の犯罪における死刑を廃止し、2004年にはあらゆる状況における死刑を廃止した。トルコでの最後の死刑は1984年に執行された。エルドアン大統領は繰り返し、議会が賛成すれば死刑の再導入を受け入れる用意があると公言してきた。例えば、2017年4月に憲法改正の是非を問う国民投票(「政治制度」参照)が行われ改正が可決されたことを受け、エルドアン大統領は支持者に対し、死刑を復活させる法案が議会から出されたら承認する意向であると伝え、この動きに対する一般市民の支持レベルを測るための別の国民投票を提言した。2019年8月、エルドアンは、或る女性が元夫に殺害された事件が国民の怒りに拍車を掛けた後、自身の立場を再確認した。しかし、これまでのところ政府は、議会で過半数の議席を支配しているにもかかわらず、国民投票案の保留を含め、死刑の再導入に向けた措置を何ら講じていない。

拷問及び他の残虐, 非人道又は品位を傷つける取扱い又 は刑罰

- 4.8 トルコはICCPR, CAT及びOP-CATの締約国である(「人権枠組」参照)。欧州理事会加盟国 として、トルコは「人権及び基本的自由の保護に関する条約 (Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms)」(欧州人権条約(European Convention on Human Rights))とそ の第1~第12議定書,並びに「拷問及び非人道又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止に関する 欧州条約(European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)」とその第2議定書の締約国である。トルコは拷問及び非人道又は品位を傷つける取扱 い又は刑罰に関する欧州委員会による年次視察を許可し、つい最近、2020年8月に2017年から2019 年の期間の報告書の公表を承認した。2019年版報告書の指摘によると、拷問防止委員会(CPT: Committee for the Prevention of Torture) は拘留中の人々に対する過剰な武力行使又は身体的虐待の申 し立てをかなりの数、受け付け、これらの申し立ては多くが医学的証拠によって裏付けられた。 CPTは依然,一定の重大犯罪の場合の初期拘留段階での弁護士へのアクセスに対する制限に関する 懸念を抱いていた。2020年の訪問はまだ行われていない。憲法第17条では、拷問及び他の虐待から 逃れる権利及び人間の尊厳と両立しない刑罰又は取扱いを受けない権利を定めている。刑法では拷 問を刑事犯罪と定め、悪質な場合は終身刑に処せられる重大な犯罪と定義している。「刑事訴訟法 (Code of Criminal Procedure)」(2004年)第147条では、拷問や虐待を防ぐため、容疑者を尋問す る場合の法的標準を定めている。要件の例として罪状の通知、弁護士を付ける検知、黙秘権、近親 者への逮捕の通知、及び全ての尋問を書面に記録する義務、又はテロ行為容疑者の場合は音声と映 像による記録を残す義務が挙げられる。刑事訴訟法第148条では、拷問を含め、自由意志を阻害す る何らかの身体的又は精神的介入を通じて得られた自白は、如何なる訴訟手続においても証拠とし て使用されず、また証拠の基礎の役割を果たさないものとする、と定めている。
- 4.9 こうした法的保護をよそに、人権観測筋の報告によると、トルコの拘留施設において、被拘留者の拷問及び他の虐待が、特に自白を引き出す手段又は被拘留者に強制的に他の人々を非難させる手段として発生している。トルコ人権協会の報告によると、2019年中に1,477人が拘留中に拷問や他の形態の虐待を受けたと申し立てていた。2018年2月の声明の中で、拷問に関する国連特別報告官は、2016年12月に最後にトルコを訪問して以来、トルコの警察での拘留中における拷問や他の虐待の申し立てが増えてきたことに関する重大な懸念を表明した。特別報告官によると、ギュレン運動又はPKKとの繋がりを疑われた人々が、殴打、電気ショック、氷のように冷たい水への露出、

睡眠妨害、脅迫、侮辱及び性的暴行を含む残虐な尋問技法に曝されたという申し立てが複数あった。 さらに特別報告官によると、拷問の申し立ては一部の事例において却下され、理由は非常事態布告 によって公務員は非常事態を背景に取った行為については刑事責任を免れていたためであった。

- 4.10 人権観測筋によると、拷問及び虐待の報告は現在、2016年7月のクーデター未遂後の数週間と比べ数も重大度も著しく低下している。しかし南東部では、虐待や品位を傷つける取扱いの申し立てが続き、例として口頭での攻撃や脅迫、平手打ち及び侵襲的な身体捜索のほか、移送中の女性被拘留者に対する男性警備員による性的な脅迫又は嫌がらせ、及び健康診断中における被拘留者のプライバシーの否認が挙げられる。2019年5月、ギュレン運動との繋がりを疑われて公務から解雇された最大100人がアンカラで警察に拘留されていた間に虐待されたという報告が複数寄せられた。アンカラ弁護士協会(Ankara Bar Association)が6人の被拘留者と面談し、うち5人の証言によると、当局者が彼らを目隠しし、警察施設の周囲で引きずり回し、警棒で殴打し、警棒を直腸に差し込むと言って脅した。トルコ国家警察はこれらの主張を否認している。
- 4.11 原則として、検察官は個人の苦情の如何を問わず職権により、拷問及び虐待の申し立てを全て捜査することができ、捜査しなければならない。また検察官は受け付けた苦情を全てフォローアップしなければならない。苦情は被害者自身から、被害者の家族又は弁護士から、市民社会団体から、又はオンブズマン機関などモニタリング機構から寄せられる場合がある(「国家人権機関(NHRI)」参照)。当局は家族が苦情を訴えることができるようにするホットラインも設置した。複数の人権団体の主張によると、拷問又は他の虐待の被害者はほとんどが、当人又は他の家族に対する報復の不安から、また検察当局や司法機関の独立性に対する信頼度の低さや、申し立てを捜査し裁定を下すそれら機関の意思又は能力を背景に、苦情を当局に届け出ない。特別報告官の報告によると、正式な捜査及び訴追は極めて希で、これは事件を付託する担当当局の側における不十分な判断と、結果的に事実上の刑事免責の認知が強まることを示唆するものである。
- 4.12 トルコの法医学研究所(Forensic Medicine Institute)は司法省に属し、2019年に南東部のウルファ(Urfa)県で、受刑者集団が裸で地面に横たわる様子の写真が公表された後、受刑者54人が拷問されたという複数の申し立ての調査を実施した。同研究所はこれらの受刑者が擦過傷を負っていたことを認めたが、「死に至るほどではない」と指摘した。この集団のメンバーの主張によると、彼らは12日間にわたり8通りの様々な方法で拷問を受け、例えばフードを被せられたり、性器を感電させられたりした。地元の弁護士協会によると、拷問は2015年から同県で絶えず行われ、法医学研究所の報告書は客観的な形で作成されていなかった。当局はさらなる措置を全く講じていない。
- 4.13 2012年以降,憲法裁判所は憲法並びにECHR及びその議定書の下で,個人の権利の侵害について当人から直接苦情を受け付けることができるようになったが,下級裁判所から有効な救済措置がまだ全く与えられていないことが前提である。検察官が拷問の申し立てに関する捜査の開始を怠る場合,当人は拷問に関する苦情を憲法裁判所に直接届け出ることができる。
- 4.14 **DFAT**の評価としては、トルコの警察署や拘留施設における拷問の報告は、特に南東部での拷問や、2016年のクーデター未遂直後の期間中の拷問について、信憑性があると考えられる。当局者の手による拷問を受けた人々は、公的経路を通じた救済を受けられる可能性が極めて低い。

恣意的な逮捕及び拘留

4.15 憲法第19条では恣意的な逮捕及び拘留を禁じており、また逮捕又は拘留の合法性について誰でも裁判所で異議を唱えることができる権利を定めている。法制では、被疑者が現行犯で拘留される場合を除き、逮捕に際し検察官が発行する令状を要求している。非常事態の終結時に導入された新たな反テロリズム法制の下、被疑者を個別の犯罪の場合は48時間、集合的犯罪の場合は96時間拘留することができる。いずれの場合も裁判官の承認を得られれば拘留を2回延長することができ、これは個別の犯罪の場合は6日間まで、集合的犯罪の場合は12日間までの延長に相当する。正式な逮捕はその後の段階であり、拘留とは別で、つまり、被疑者はその後の裁判所命令によって釈放されるまで刑務所に拘留される。国内外の人権観測筋の主張によると、法執行当局者は必ずしもこれらの要件に従わず、正式な告訴なく12日間を越えて拘留されたという報告が多数ある。個人を裁判

前拘留できる最長期間は7年間である。

4.16 これらの憲法上の要件及び法律は、施行に一貫性を欠くことが多い。2016年のクーデター未遂後、数万人が拘留されたが、多くの場合、当人に対する告発の根拠となる証拠へのアクセスを否認され、また同一に近い複数の事件について結果が異なることも多い。トルコ政府はこうした争点の多くを既に認知しており、また2019年10月、より効率的で透明性のある制度の確保に向けた私法改革戦略を導入した。観測筋の指摘によると、長期間に及ぶ裁判前拘留が、政治的動機によるテロリズム容疑での1つの略式処罰の役割を果たしてきた。

体刑

4.17 刑法と刑事訴訟法のいずれも、司法上の体刑を認めていない。学校での体罰を明示的に禁じる法制はないが、複数の法律が児童に対して物理的又は心理的暴力を行使する教師に対する懲罰的措置を規定しており、学校での体罰は長年にわたり不法と捉えられてきた。体罰は家庭内や代替的な介護環境では合法である。民法は2002年に改正され、親の「矯正権」が排除された一方、刑法第232条では依然、親の「懲罰的権限」の概念を認識している。裁判所は、刑法、「家庭の保護及び女性に対する暴力防止に関する法律」(2012年)及び「年少者保護法(Juvenile Protection Law)」(2005年)における暴力及び虐待を禁ずる規定を、育児での体罰を禁ずるものとは認識してこなかった。観測筋の報告によると、トルコでは育児における体罰が社会的及び文化的に、ほぼ一様に許容されている。

4.18 トルコは、あらゆる体刑(児童に対する体罰を含む)の禁止に向けた誓約を、2010年と2015年のUPRの過程での禁止勧告の受諾を通じて表明した。トルコはまだ、児童に対する体罰に関する2020年のUPRからの勧告については検証中である(「人権枠組」参照)。トルコは児童に対する体罰に反対する欧州理事会のキャンペーンの署名国であるが、政府は法的禁止に向けた措置を最近になってもまだ講じていない。

5. その他の検討事項

国家による保護

5.1 内務省(Ministry of Interior)は、トルコ全土にわたる法と秩序の確保に責任を負う。同昇は別々の多数の治安機関と諜報機関を通じて活動する。トルコは広範囲に及ぶ国家保護機構を有する。トルコの治安部隊及び司法機関は十分に確立され、文民が運用し、長年にわたる公務の伝統の恩恵に与る。2016年7月のクーデター未遂に対する、特にギュレン運動との繋がりを理由に告発された人々に対する政府の強い対応は、国家による保護を提供する治安/刑事司法制度の能力を弱体化させた。警察や他の治安当局による人権侵害や不適切な取扱いに関する苦情を訴えるための公式の場は存在する一方、DFATの評価としては、民族的少数派又は政治活動家など高リスク集団からの、治安部隊員による虐待を訴える苦情が結果的に訴追に至る可能性は低い。

軍隊

5.2 トルコ軍(TSK: Turkish Armed Forces)は陸軍、海軍及び空軍から成り、国境警備の総体的責任を含め、領土防衛に責任を負う。沿岸警備隊は以前はTSKの一部であったが、現在は内務省に属し、海洋国境の責任をTSKと共有する。大統領が最高司令官である一方、参謀総長(Chief of General Staff)は軍の日々の運用に責任を負う軍司令官(Commander of the Armed Forces)である。総兵力として約355,000人の現役隊員、380,0000人の予備役、及び140万人の毎年兵役年齢に達するトルコ市民を擁し、TSKは世界最大級の軍の1つである。グローバル・ファイヤーパワー(Global

Firepower) は2020年版の年次軍事力レビューにおいてトルコを138か国中11位に格付けした。

- 5.3 TSKはトルコ共和国の樹立に中心的役割を果たし、そして長年にわたり、トルコの政治と社会において際立った役割を果たしてきた。トルコ人男性の圧倒的多数は兵役に就く(「<u>兵役拒否者</u>」参照)。TSKは伝統的に自らを世俗主義的価値観の保証人と捉え、幾度か国内政治に介入してきた(「<u>近年の歴史</u>」参照)。2002年以降、AKP政権は軍に対する文民監視を大幅に強化し、軍は現在、完全に文民統制下に置かれている。
- 5.4 トルコの行政府における他の諸部門同様、非常事態宣言下でギュレン主義者とされた人々の解雇は軍にも影響を及ぼしてきた。政府はクーデター未遂の直後及び非常事態期間に、150人の将校を含む約2万人の軍人を解雇した。非常事態後の期間中、さらに4,562人が2020年6月までに解雇された。さらに4,156人が現在調査を受けているところである。
- 5.5 2017年2月のOHCHR報告書(最新)に、南東部での治安作戦との関連で治安部隊とPKKの双方が犯した人権侵害の申し立てが多数、詳しく記載されている。申し立ての例として以下が挙げられる:過剰な武力行使;超法規的殺害;強制失踪;拷問;住宅及び文化遺産の破壊;憎悪の扇動;救急医療、食糧、水、生計手段及び人道支援へのアクセスの妨害;女性に対する暴力;並びに表現や言論の自由及び政治参加に対する権利の激しい制限(関連セクションを参照のこと)。報告によると、最も深刻な人権侵害は外出禁止令期間中に発生し、これは数日間にわたり終日、居住区域全体が遮断され、移動が制限された時期であった(「クルド人」参照)。
- 5.6 TSKは現在、治安作戦をシリア(平和の春作戦(シリア北東部)、春の盾作戦(イドリブ)及びオリーブの枝作戦(ラッカ))、イラク北部(鉤爪作戦)、及びリビア(平和の嵐作戦)で展開し、海洋治安作戦をエーゲ海、地中海及び黒海で展開している。TSKはNATO、国連及び他の国際的合同作戦にも貢献している。

警察

- 5.7 トルコ国家警察(以下、単に「警察」)はトルコ国内の法執行に責任を負う文民警察部隊であり、約31万人の隊員を擁し、約6%が女性である。究極的は内務省に対して責任を負う一方、警察は県知事や地区行政機関の長を含む文民当局の指揮/統制下で職務を遂行する。「警察の職務と権限に関する法律(Law on Duties and Powers of the Police)」(2004年)に従って、警察の主な職務は犯罪防止、公共の平和と秩序の提供、国民と財産に対する保安の提供、そして犯罪者を発見、逮捕及び移送し、事件証拠を適切な司法機関に移管することである。
- 5.8 トルコの行政府における他の諸部門同様、2016年のクーデター未遂後にギュレン主義者とされた人々の解雇は警察にも影響を及ぼしてきた。2019年7月時点で、33,372人が2016年7月以降にギュレンとの繋がりを理由として警察から解雇されていた。ギュレン関連の捜査は警察資源もかなりの割合で費やす。
- 5.9 国内外の複数の人権団体が、政府は汚職や人権侵害(過去の疑惑を含む)で告発された警察及び他の治安部隊の隊員の捜査、訴追及び処罰に向けた措置を限定的にしか講じておらず、それが刑事免責の認知に繋がっているという懸念を表明した。人権観測筋は警察及び他の治安部隊が被拘留者に虐待や拷問を行ったという申し立てを巡る懸念も表明した(「拷問及び他の残虐、非人道又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」及び「恣意的な逮捕及び拘留」参照)。

夜警団

5.10 夜警団 (Bekcis) は、1960年代からトルコに存在している近隣警備団である。この制度は2008年に廃止されたが、近年徐々に復活してきた。2020年6月、夜警団は新たに警察に似た権限を与えられ、通行人の制止、身元確認、ランダムチェック、及び武器の使用を行えるようになった。夜警団はほぼ完全に、与党AKPを支持する若い男性で構成される。彼らは茶色の警察に似た制服を着用する。2019年から2020年にかけて、夜警団員が市民に嫌がらせを行っても刑事責任を免れているという申し立てが多数あった。野党は夜警団の役割強化に強く反対している。

他の治安部隊

5.11 TSKが国境統制と対外安全保障の総体的責任を担う一方、国家憲兵隊(ジャンダルマ (Jandarma))という準軍事組織は農村部や密輸が頻発する特定の国境セクターを担当する。国家 憲兵隊は、総じてPKKに対抗して南東部で付加的な地方警備を提供する「村落警備隊」というクルド人民兵組織を監督する(「治安情勢」参照)。

国家情報機構 (MIT)

5.12 国家情報機構(MIT: National Intelligence Organisation)は大統領直属の組織であり、既存及び潜在的な脅威に関する情報収集を担当する。MITは逮捕令状又は他の司法プロセスを経なくても任意の事業体からデータを収集する法的権限を有する。MITに関するデータ収集又は情報入手又は情報開示を含め、MITの活動への干渉には刑事罰が適用される。MITは、構成員に合法的訴追免除を付与する権限を有し、この組織の運営に関するチェックは限定的である。

司法

- 5.13 憲法第9条では、司法権力はトルコ国家に代わり独立した裁判所が行使するものとする、と定めている一方、第3章(第138条から第160条)では司法機関の役割、責任及び構造を詳述している。第138条では裁判所の独立性を保証し、任意の当局、事務所又は個人が裁判所又は裁判官に命令又は指示を与えることを禁じ、立法機関と行政機関及び政権には裁判所の決定を遅滞又は変更なく遵守するよう義務付けている。司法制度は様々な裁判所から成る。全般的な第一審裁判所は国内全域に配置され、民事、行政及び刑事事件の大半について聴聞を行う。通常、軽微な民事及び刑事事件では1名の裁判官が聴聞を行い、懲役5年を超える刑罰が関係する刑事事件は裁判長1名と裁判官2名及び検察官1名が聴聞を行う。軍事裁判所は懲戒審理専用として取り置かれる。
- 5.14 裁判官・検察官評議会(HSK: Board of Judges and Prosecutor)は裁判官と検察官のキャリアを任命、異動、昇進、除籍及び懲戒を通じて統制する。2017年4月の憲法改正(「<u>政治制度</u>」参照)によってHSKの構成が変わり、即時発効した。評議員の数が22人から13人に減らされ、うち6人は大統領から任命される。司法大臣(大統領から別途任命される)が評議会の議長を務め、司法副大臣が常任評議員である。議会が残る7人の評議員を選出する。司法機関自体は評議員を選出する権限を一切持たない。
- 5.15 2016年7月のクーデター未遂以降、政府は、ギュレン運動所属を理由に告発された、3分の1近くの司法機関職員を停職、拘留又は解雇してきた。OHCHRの報告によると、HSKが発行したリストを通じた下級裁判所裁判官の集団解雇及び停職は、推定無罪、具体的証拠の提供、個々の事件にいける個別の理由付け、及び抗弁を提示する能力など、適切な手続を経ていなかった。加えて、司法機関職員逮捕は「裁判官及び検察官に関する法律(Law on Judges and Public Prosecutors)」(1983年)に違反しており、同法では司法機関構成員の逮捕は悪質な重罪による現行犯逮捕に限り認められると定めている。地元情報筋の指摘によると、上級裁判官の離脱と政府による効果的なHSKの統制が司法の独立に対する一般市民の認知に影響を及ぼし、これは経験不足の裁判官が政府に不利な裁定を下す傾向が弱まったからである。同じく地元情報筋の指摘によると、大量の取扱件数、そして若く経験不足の、大抵は政治的に同調する裁判官と検察官を解雇された人々のポジションを埋める形で任命した結果、粗末な判決の増加に繋がり、多くの場合、長い遅延を経て上級裁判所で判決が覆される羽目になる。

拘置所での状況

5.16 司法省の刑務所・拘置所総局 (General Directorate of Prisons and Detention Houses) がトルコの刑務所制度を管理する。2019年12月末時点で、トルコの刑務所人口は294,000人であった(355箇所の刑務所に収容)。さらに490,000人が司法統制取り決めに基づいて釈放された。トルコの刑務所

の総収容定員は220,230人で、つまり2019年12月時点で占有率が133%、即ち73,700人の過剰な受刑者がいた。しかし、2020年4月にCOVID-19防止策の一環として数万人が釈放された。

- 5.17 国際的観測筋によると、トルコでの拘留状況は2016年7月のクーデター未遂以降、大幅に悪化したが、過密及びそれに付随する問題を除けば、総じて物理的状況に関する国連特別報告官の標準を満たしていた。トルコ人権協会の報告によると、2019年に69件の刑務所内死亡が発生し、また殴打、侵襲的身体捜索、恣意的な懲罰措置、独房監禁及び医療へのアクセスの制限を含め、拷問や虐待の申し立てが多数あった(「拷問及び他の残虐、非人道又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」も参照)。2020年3月時点で、NGOの報告によると1,564人の受刑者が病気で、うち590人が危篤状態にあり、医療へのアクセスの問題に直面していた。議会報告における当局者の説明によると、2019年9月時点で刑務所制度には1,300人の医療従事者がおり、これに医師8人、歯科医65人及び心理学者805人が含まれていた。
- 5.18 指定される刑務所がない場所では、未成年者は男性及び女性の成人刑務所内で別区画に収容される。6歳未満の児童は収監中の母親と一緒に滞在できる。裁判前の被拘留者や既決囚は大抵、同じ監房とブロックを占有する。被拘留者は罪状を基準に分けられ、テロリスト犯罪の被疑者又は既決囚は他の人々とは別に収容される。ギュレン主義者との繋がりを理由に拘留された人々と、PKKなど他の組織の構成員は厳格に区別される。PKK及びギュレン関連の有罪判決で拘留された受刑者が他の受刑者より悪い扱いを受けていることを示唆する、限定的な最近の証拠が存在する。LGBTIの受刑者は通常、異性愛者の受刑者から切り離されるが、依然として差別、性的嫌がらせ及び屈辱が報告され、特にトランスジェンダーの受刑者に関するものが多い。
- 5.19 概して、通常の犯罪で起訴された受刑者は週1回の訪問を受ける権利を与えられ、1か月に1回だけ開放が許可されるが、他は全てガラスで仕切られる。テロリズム犯罪で起訴された受刑者は2か月に1回、開放訪問を許可される。終身刑の服役者は1か月に2回(1回は開放、1回は閉鎖)の訪問を許可される。弁護士に帰属する文書や弁護士と被告人の会話記録は検証不可である。しかし、訪問時に当局者1名が立ち会う可能性があり、交換される文書は執行判事(Enforcement Judge)による検証対象になり得る。DFATの理解としては、電話連絡は個々の刑務所単位で判断される。警備水準が低い施設ほど比較的自由に電話発信できる一方、例えばイズミール厳重警備刑務所では受刑者が週1回、10分間の電話連絡のみ許可される。「危険」と判断された受刑者が許可される電話連絡は2週間に1回に限られる。
- 5.20 国内外の様々な機関が拘置所を検査する許可を有する、又は個別に検査を付託されている。特別報告官に加え、「拷問及び非人道又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止のための欧州委員会(European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)」とその小委員会も、モニタリング訪問を実施する権利を有し、前回の訪問は2019年5月であった(2019年の訪問報告書を2020年8月5日に公表)。刑事訴訟法第2条では、警察署と留置場は知事、市長及び民間検査員による検査対象であると定めており、議会HRCは議会監査の範囲内で刑務所を訪問することができ、刑務所・拘置所監視評議会(Monitoring Boards for Prisons and Detention Centres)も訪問を実施することができる。検察官、オンブズマン機関及びNHREIは拘置所を検査することができ、後者の2つは事前許可不要である。しかし、特別報告官は、拘置所の監視を正式に付託された多数の国家機関が実際には適切に機能していないと見られるという懸念を表明した。同報告官の指摘によると、政府は新設されたNHREI(国家人権機関(NHRI))参照)に設立後6か月を過ぎても全くコミッショナーを任命しておらず、NHREIは全ての拘置所の検査を定期的、独立的、客観的に行うことができない状況に置かれている。

国内移転

5.21 憲法第23条では住居と移動の自由に対する権利を保証している。一方、憲法では社会的及び経済的発展の促進、健全で秩序正しい都市成長の確保、公共財産の保護、犯罪の捜査と訴追、及び犯罪防止を目的に、係る権利が法律によって制限されることを認めている。トルコ市民は、民族的及び宗教的少数派を含め、様々な理由で移転することができ、実際にそうしており、多数のクル

ド人やアレヴィ派がトルコの南東部から西部へ、就職先探しや紛争回避のため移住してきた(関連セクションを参照のこと)。トルコ市民は移転する場合、選挙権登録を移し、地元のムフタール(muhtari)(選挙で選ばれる村又は近隣地域の代表者)が発行する居住地証明書を受領することを正式に要求される。

- 5.22 国内移転は概して、男性や家族グループが比較的行いやすい。単身女性、特に家庭内暴力から逃れてきた女性は、十分な支援サービスを利用できる可能性がより低く(「<u>女性</u>」参照)、特に農村部やより保守的な地域では社会的差別に直面する傾向にある。
- 5.23 DFATの評価としては、治安サービスの登録要件や全国規模のカバー範囲は、悪い意味で当局者の関心に直面する人々は国内移転を通じてこれを回避できる可能性が低いことを意味する。 悪い意味で社会的関心に直面する人々は、国内移転を通じ、特に主要な都市中心部への移転を通じて回避できると考えられる。

帰還者の取扱い

出入国手続

- 5.24 多数の離散トルコ人が世界中、特に欧州と米国で暮らし、数百万人のトルコ市民が困難を伴うことなく定期的にトルコとの間を行き来している。トルコには正式な空、陸及び海の出入国地点が多数ある。近隣のイラクやシリアでの紛争と不安定は、トルコが両国との陸上越境地点を定期的に閉鎖する事態に繋がってきた。地元情報筋の助言によると、特にシリア国境はシリア内戦初期の数年間は非常に突破しやすかったが、現在は総じてトルコ側からの統制下にある。イランとの国境は依然、多少突破しやすい状況のままで、非正規移住のルートである。
- 5.25 トルコ当局は、入国管理官や法執行官に情報を提供する一連のデータベースを維持している。総合情報収集システム(General Information Gathering System)は逮捕令状、過去の逮捕、渡航制限、兵役記録(「兵役拒否者」参照)及び課税状態に関する情報を提供するシステムで、トルコ全域のほとんどの空港及び海港で利用可能である。警察が使用する別の国境管理情報システムは、過去の到着と出発に関する情報を照合する。司法記録局(Judicial Records Directorate)は過去の服役記録を維持している。中央市民登録システム(MERNIS:Central Civil Registration System)は、市民の地位に関する情報を維持している(「中央市民登録システム(MERNIS)」参照)。
- 5.26 憲法第23条では、市民が国を離れる自由は、犯罪捜査又は訴追に基づく裁判官の決定によってのみ制限され得る、と定めている。既に起訴されている者又は保釈中の者は出国できない。非常事態宣言の下、政府は当局者、学者及び他の公用旅券保有者に国際渡航制限を課し、これらの人々は出国するには許可を得なければならなかった。この非常事態措置は現在では既に撤廃され、トルコ市民は誰も出国許可を必要としない。2016年のクーデター未遂後、当局はギュレン運動と関連があるとされた多数の人々及びその家族の旅券を失効させた(「ギュレン運動」参照)。DFATは、渡航禁止を解除する裁判所又は調査委員会の決定をよそに当局が渡航文書の発行を拒否し続けていると人々が訴えてきた事例を多数把握している。DFATの評価としては、情報データベースの範囲や高度な身元照会システムを背景に、法的関連書類を持たずにトルコを空港経由で出国するのは非常に難しいと思われる。しかし、地元情報筋の報告によると、トルコ人は陸路又は海路いずれかの経路で、当局者に察知されずに欧州に向けて出国することは可能と考えられる。

帰還者にとっての状況

5.27 DFATの理解としては、トルコ市民が他国で庇護を求めることは犯罪ではない。庇護請求が失敗に終わりトルコに帰還した人々にとっての状況について入手可能な情報は限られている。DFATは、このグループに着せられた重大な汚名を全く把握していない。トルコの高度な情報データベースは、庇護請求が失敗に終わった人々は、犯罪記録がある、又は特に関心の的となる集団の

メンバー、例えばギュレン運動、クルド人又は反対派の政治活動家、人権活動家、或いは徴兵回避 者又は脱走兵である場合、政府が知るところになる可能性があることを意味する。

5.28 二重危険規定に関して、トルコは2016年5月に欧州人権条約の第7議定書を批准した。同義弟慮の第4条では「何人も自分が既に当該国の法律及び懲罰手続に従って最終的に無罪放免又は有罪となっている犯罪について、同じ国の裁判権の下での刑事訴訟手続において再び審理又は処罰されないものとする」と定めている。刑法第9条では、トルコ国内で犯した犯罪について外国で有罪判決を受けた者はトルコ国内での再審理の対象となる、と定めている。第16条では、既に別途服役した拘留期間はトルコ国内での同じ犯罪について下された最終の処罰から差し引かれる、と定めている。トルコ当局者が第9条が適用されると判断する場合、DFATの理解としては、並行する捜査及び評決が存在し得る。さらに、DFATは、二重の危険の懸念に基づいて拒絶された人々についてトルコ当局が身柄引き渡しを求めたという複数の事例を把握している。DFATの評価としては、トルコは二重危険規定をその場しのぎで適用している。2019年トルコは或るテロリズム容疑者について、当人が既にドイツで服役していたため、二重危険の原則を引き合いに出して米国への身柄引き渡しを拒否した。

文書化

中央市民登録システム(MERNIS)

- 5.29 「市民登録サービス法(Civil Registration Services Law)」(2006年)は、市民登録のあらゆる側面をカバーする主要な法制である。トルコはオンラインの中央市民登録システム(MERNIS)を2000年から維持してきた。MERNISは、全国の市民登録簿に以前は記録されていた、個人の権利と義務、身元情報、家族関係、国籍及び市民地位の判定に使用される情報を含む電子形式の情報を格納する一元管理システムである。MERNISは、トルコ全土に配置された973箇所の市民登録事務所のどこかで市民地位の変更が行われた場合、その後リアルタイムで変更を電子的に記録する。MERNISは中央データベースに収録された情報を公共部門の様々な機関と共有することにより、利用者への公共サービスの容易、迅速かつ安全な提供が可能になる。
- 5.30 身元情報共有システム(KPS: Identity Information Sharing System)は2005年にMERNISの拡大版として運用を開始した。公共機関は、厳格に指定される条件下でKPSを介して、MERNISデータベースに保存されている情報にアクセスできる。KPSは仮想プライベート・ネットワーク(Virtual Private Network)上で機能し、利用者は各自固有のユーザー名とパスワードを有する。このシステムは利用者全員の記録及び実施された問い合わせの記録を維持する。
- 5.31 住所登録システム(AKS: Address Registration System)は、MERNISと統合された全国住所データベースである。このシステムは、トルコ在住のトルコ国民及び外国人の最新の居住地及び他の住所情報を保持する。居住者による新たな住所申告は、AKSに新住所を登録する上で十分で、以前の住所もアーカイブ保存される。申告が疑わしい場合、市民登録サービス法により、市民登録担当官は調査を開始し、必要であれば司法当局に刑事訴訟を起こす権限を与えられる。
- 5.32 2000年以降、同一の名前に起因する問題の解決を目的に、MERNISは全てのトルコ市民に各自固有の11桁の個人識別番号(TR身元情報番号)を割り当ててきた。この番号は出生時からのあらゆる市民地位事象の登録を円滑化する役割を果たし、また公共機関間での身元情報交換を可能にすすることで迅速かつ効率的な公共サービスを提供することを意図している。

国民身分証明(ID)カード

5.33 市民登録事務所は国民身分証明 (ID) カードを発行し、これは全ての市民に出生時から義務付けられ、常時携行しなければならない。このカードは広範囲に及ぶ日常活動、例えば仕事、保健サービスや社会サービスへのアクセス、有権者登録、裁判所へのアクセス、旅券取得又は運転免

許取得、学校又は大学の登録、財産又は車両の所有登録、そして電話、インターネット及び自宅の公益サービスの取得などに必要である。生体認証式身分証明カードは2017年1月に使えるようになった。生体認証式カードは複製、改竄及び偽造を防ぐため厳格なセキュリティ標準が組み込まれている。有効期間は10年間で、使用者の指紋や掌紋を含め最大1 GBの情報を格納可能なスマートカードを内蔵する。全ての市民が2023年までに古いIDカードを返納して新しい生体認証式カードに差し替えるよう要求される。トルコは同様の生体認証式カードを、在住許可証や外交官IDなど他の形態の身元確認向けに使用する。IDカードの発行は自動的に市民権を付与するものではない。

- 5.34 生体認証式国民IDカードの表面にはIDカード通し番号とカード有効期限に加え、次に挙げる情報が記載される:保有者の写真、フルネーム、性別(Eは男性、Kは女性)、生年月日、TR身元情報番号。裏面には保有者の両親の名前及びIDカード通し番号が記載される。
- 5.35 「個人データの保護に関する法律(Law on the Protection of Personal Data)」(2016年)では、個人データを当人の明示的同意なく処理又は国外転送してはならない、と定めている。個人データは、人種、民族性、政治思想、哲学的信念、宗教的所属、外観、組織加入状態、健康、性生活、及び犯罪記録に関する情報のほか、治安関連情報及び生体認証/遺伝データと定義される。個人データは、受信側の国での十分な保護、その保護の書面での保証、及び政府のデータ保護当局からの許可が存在する場合に限り、外国へ転送することができる。一部の法律専門家の主張によると、法律は私的データの収集と使用における柔軟性を国に与える一連の例外を導入することから、個人データを十分に保護し損ねている。2019年に欧州委員会が説明したところによると、トルコのデータ保護は欧州標準に沿っておらず、犯罪の収益の没収や凍結資産の管理能力向上を目的に、より包括的で一貫性のある法的枠組が必要である。

旅券

- 5.36 「旅券法 (Passport Act)」(1950年)はトルコ市民及び北キプロス・トルコ共和国 (Turkish Republic of Northern Cyprus)市民への旅券発行を律則する法律である。内務省が旅券を承認し、発行する。旅券申請者は各県に設置された住民・市民権業務総局(General Directorate of Population and Citizenship Affairs)事務所で本人が申請しなければならない。申請者は旅券用写真2枚、自分の国民身分証明カード、支払証明書、及び旧旅券原本(該当する場合)を提出しなければならない。また申請者は指紋を提供しなければならず、指紋は一元管理されるコンピューター・データベースに申請者の写真と一緒に保存される。申請が中央で承認されれば、旅券が申請者の住所宛に送達される。旅券を国外から取得する場合の手続と要件はトルコ国内の場合と同じである。申請者はトルコの在外公館に出向いて申請し、現地通貨で支払を行わなければならない。
- 5.37 トルコは2010年に生体認証式の「電子旅券」を導入した。非生体認証式の旅券は2015年11月に無効となった。電子旅券には保有者の顔の特徴に関する情報のほか、旅券の個人詳細ページに記載の情報が収録される。電子旅券の有効期間は最長10年間である(申請者が18歳未満の場合は5年間)。旅券の有効期間は申請者が希望する手数料支払額に応じて6か月から10年の範囲で変動する。トルコは次に挙げる6種類の旅券を発行する:個人(普通)旅券は表紙が赤色、特別旅券(公務員とその家族、首長、元議員に発行される)は表紙が緑色、サービス旅券(公務渡航する公務員、配偶者、及び25歳未満で親と同居中の独身の子に発行される)は表紙が灰色、外交官旅券(外交官、国会議員、及び広範囲に及ぶ政府高官に発行される)は表紙が黒色又は紺色、及び臨時/緊急旅券は表紙が桃色で、トルコの在外公館が発行する。これらとは別に、DGMMは外国人向けに特別渡航旅券を発行し、これは強制送還の場合に使用される。
- 5.38 2016年7月のクーデター未遂の余波の中で導入された緊急布告では、捜査中又は訴追中の個人全ての旅券(布告667)のほか、当人の家族の旅券(布告673)の押収を認可した。OHCHRによると、当局は2016年7月の単月で最大5万通の旅券を失効させた。実際の数ははるかに多いと考えられる。2019年3月、内務省は57,000通の旅券に対する制限を撤廃する意向を発表し、さらに11,000通の旅券に対する制限も2020年2月に撤廃された。DFATの理解としては、失効となった旅券の大多数は特別(緑色)旅券であった。一部の事例において政府は、ギュレン運動との繋がりを理由に告発

された国外滞在中の人々の家族の旅券を失効させた、又は発行を拒否した。

5.39 トルコ国内では、法的に徴兵回避者と見なされる人々には旅券が発行されず(罰金等の対象となる)、当人の詳細がMERNISに登録される。まだ兵役に就いていないがそれを理由に制裁措置を課せられる状況ではない人々には旅券が発行され、旅券発行要件を満たすための兵役完了証明に関する要件はない。トルコの在外公館では、徴兵回避者がトルコに帰還して兵役を完了できるようにするために旅券が発行されるが、これは有効期間が限られると考えられる。国外でも、トルコ国内同様、兵役完了証明を提供する旨の要件はない。

偽造の横行

5.40 国際的情報筋の報告によると、2010年の生体認証式電子旅券の導入、2016年のIDカード導入、及びコンピューター化されたデータベース・システムの使用拡大により、これらの形態の身元証明のセキュリティが大幅に向上した。偽造例は希である。